

令和 7 年度
設計積算標準(工事編)
[農 地]

令和 7 年 10 月 1 日

番号_____

静 岡 県

第1章 土木請負工事価格積算基準

第1節 総 則

1-1	目的	1-1
1-2	適用範囲	1-1
1-3	関係基準	1-1
1-4	積算の留意事項	1-2
1-5	請負工事費の構成	1-3
1-6	請負工事費の構成費目	1-4
1-7	工種区分	1-5
1-8	請負工事費の算定	1-7
1-9	歩掛単価表等の単位及び数値	1-7

第2節 直接工事費積算基準

第1	材料費	
1-10	材料費	1-8
第2	労務費	
1-11	労務費	1-9
1-12	職種区分表	1-12
第3	機械経費	
1-13	機械経費	1-18
1-14	用語の定義	1-18
1-15	機械経費の構成	1-19
1-16	機械損料の積算	1-19
第4	その他	
1-17	その他	1-26
第5	市場単価	
1-18	市場単価	1-27
第6	土木工事標準単価	
1-19	土木工事標準単価	1-28
第7	施工パッケージ型積算方式	
1-20	施工パッケージ型積算方式	1-28
第8	仮設材経費算定基準	
1-21	仮設材経費算定基準	1-28

第3節 間接工事費及び一般管理費の積算基準

第1	共通仮設費	
1-22	共通仮設費の内容	1-29
1-23	共通仮設費の積算基準	1-30
1-24	運搬費（積上分）算定基準	1-37
1-25	重建設機械の分解・組立・運搬費	1-41
第2	現場管理費	
1-26	現場管理費	1-45
1-27	現場管理費の算定	1-47
1-28	現場管理費の補正	1-48
第3	一般管理費等	
1-29	一般管理費等	1-49
1-30	一般管理費の内容	1-49
1-31	付加利益の内容	1-50
1-32	一般管理費の算定	1-50
1-33	一般管理費の補正	1-50
1-34	支給品等の取扱い	1-51
1-35	支給品費及び官貸額の内容及び算定	1-51
1-36	産業廃棄物処分費等の補正の取扱いについて	1-52
1-37	各間接工事費等の対象額区分について	1-53

第2章 設計図書作成に関する基準

第1節 設計（実施）伺

2-1	設計から実施までの流れ	2-1
-----	-------------	-----

第2節 設計図書

2-2	設計図書等	2-3
2-3	設計変更	2-3
2-4	工事設計書作成要領（農地）	2-3
2-5	数量計算方法	2-11
2-6	数量計算の単位及び数値	2-12
2-7	設計書明細数量の単位及び数値	2-14

2-8	単位体積質量	2-20
2-9	数量計算における留意事項	2-22
2-10	請負工事費の算定	2-22
2-11	変更設計（契約）額算出について	2-22

第3節 設計図面

2-12	総 則	2-25
2-13	図面の規格	2-25

第4節 工事仕様書

2-14	工事仕様書の重要性	2-26
2-15	工事仕様書の構成	2-26
2-16	一覧表を記載した書面により契約書へ編纂する仕様書	2-27
2-17	契約書への編さんが個々に必要な仕様書	2-27
2-18	工事特別仕様書様式及び記載注意事項	2-28

第3章 設計積算基準等の細部運用

第1節 設計積算基準の細部運用

第1	間 接 経 費	
3-1	共通仮設費率及び現場管理費率の補正	3-1

第2節 工種別積算基準

第1	土 工	
3-2	土及び岩の分類	3-1
3-3	土量換算係数の考え方について	3-4
3-4	盛土材（路床、路体材）の割増率	3-8
3-5	施工機械の機種選定	3-9
3-6	組合せ機械の施工	3-10
3-7	土工	3-7
第2	コンクリート工	
3-8	基礎砕石工	3-27
3-9	コンクリート工	3-27

第3	小運搬	
3-10	小運搬	3-34

第4	基礎工	
3-11	基礎処理工	3-35

第5	道路工	
3-12	材料	3-36
3-13	路面復旧	3-36

第6	仮設工	
3-14	仮設材設置撤去工	3-37
3-15	鋼製足場工	3-38
3-16	支保工	3-46

第4章 工事施工関係通達等

1	積算関係	4-1
2	施工関係	4-2
3	設計関係	4-3

参考資料

令和7年度 土地改良工事積算基準（土木工事）
令和7年度 土地改良工事積算基準（機械経費）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html

令和7年度 土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html>

第 1 章

土木請負工事価格積算基準

第1章 土木請負工事価格積算基準

第1節 総 則

1-1 目 的

この積算基準は、土地改良事業等の土木工事を請負施工に付する場合について必要とされる工事価格の積算方法について統一化・標準化し、もって積算事務の合理化を図る事を目的とする。

1-2 適用範囲

この積算基準は、静岡県が施工する土地改良事業等の農業土木工事（施設機械製作据付工事、営繕工事、建築工事、電気通信工事等特殊工事を除く）に適用する。

ただし、この基準により難いと認められる場合はこの限りではない。

1-3 関係基準

- 1 工事価格の積算は、この基準によるほか農林水産省農村振興局が定める下記通達に準拠して行うものとする。

- (1) 土地改良工事積算基準（土木工事） https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html

通 達 等	内 容
価格積算要綱	請負工事費の基本構成、構成費目
積算基準	工種区分、直接工事費及び間接工事費、一般管理費の費目等
共通仮設費算定基準	共通仮設費率の対象項目や別途加算項目等の説明
標準歩掛	歩掛調査を基に作成した歩掛
積算参考歩掛	調査事例が少ない等の理由により、今後引き続き事例収集に努める歩掛
施工パッケージ型積算方式	機械・労務・材料費をまとめてパッケージ化した施工単価
積算基準等の運用	各要綱や基準の適切な適用を図るための運用及び留意事項を示したもの（Q&A）

- (2) 土地改良工事積算基準（機械経費） https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html

通 達 等	内 容
機械経費算定基準	機械経費の構成、機械損料や運転経費の積算及び補正、賃貸機械
仮設材経費算定基準	

- (3) その他

通 達 等	内 容	URL
土地改良工事数量算出要領(案)	工事数量等の標準的な算出方法や集計方法等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/
電子化図面データの作成要領（案）	各工種における図面の作成方法	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html
電子化図面データ作成運用ガイドライン（案）	電子化図面データの作成要領(案)による CAD データの取扱いにかかる部分の統一的な運用を図るもの	

- 2 前項に示す通達等は、次のとおり読み替えるものとする。

- ・ 農林水産省…………… 静岡県
- ・ 国営及び直轄工事…………… 県営工事
- ・ その他県の基準としてなじまない語句…………… 1、2に準ずる。

1-4 積算の留意事項

積算に当たっては、下記事項に留意して行うものとする。

1 関係法令及び図面、仕様書その他の契約内容に適合すること。

- (1) 労働条件、安全対策、車輛交通、その他法令の規制を受けるものについての積算は、これらの法令を遵守する内容でなければならない。
- (2) 設計内容を十分理解のうえ、図面、仕様書、その他で規定するすべての事項が確実に施行されるに足る価格の積算に努めること、従って積算の裏付けのない仕様、規定等があるてはならない。

2 施工条件を十分考慮すること。

次の事項について、予め十分な調査を行い、その結果に基づいて積算すること。

(1) 施工に必要な施設に関する調査

電源、工事用道路、仮設用地、給水源等の位置、容量、規模、その他工事計画に関する事項。

(2) 第三者に及ぼす影響調査

工事の施工によって、交通、用排水、住居、その他第三者に与える障害の有無及び程度とその対策等、工事施工の順序方法に制約を与える事項。

(3) 労務、資材の供給に関する調査

農繁・閑期・他の建設工事等による労務者供給の見通し、ならびに資材の入手の可能性。発注から入手までの期間その他工事の進捗に関係ある事項。

(4) 自然条件の調査

降雨・出水量・風向等の頻度、基礎地盤の土質の状態等を考慮した工法、施工機械の種類、仮設の規模等、工事の施工に関する事項。

(5) 利用可能機械の調査

入手の可能性、現場までの運送の可能性と方法。

(6) 用地買収及び補償交渉の進捗状況

解決済みか、着工可能か、あるいは工事施工に関する制約事項の有無とその内容等。

3 施工の省力化及び機械化を考慮すること。

工事費積算上著しく不利となる場合のほかは、下記により精算すること。

- (1) レディーミクストコンクリートを使用する。
- (2) 工場製品又は加工品を積極的に利用する。
- (3) 小規模といえども機械施工を考慮する。(しかし、立地的、社会的条件を考慮して、人力施工もやむを得ない。)

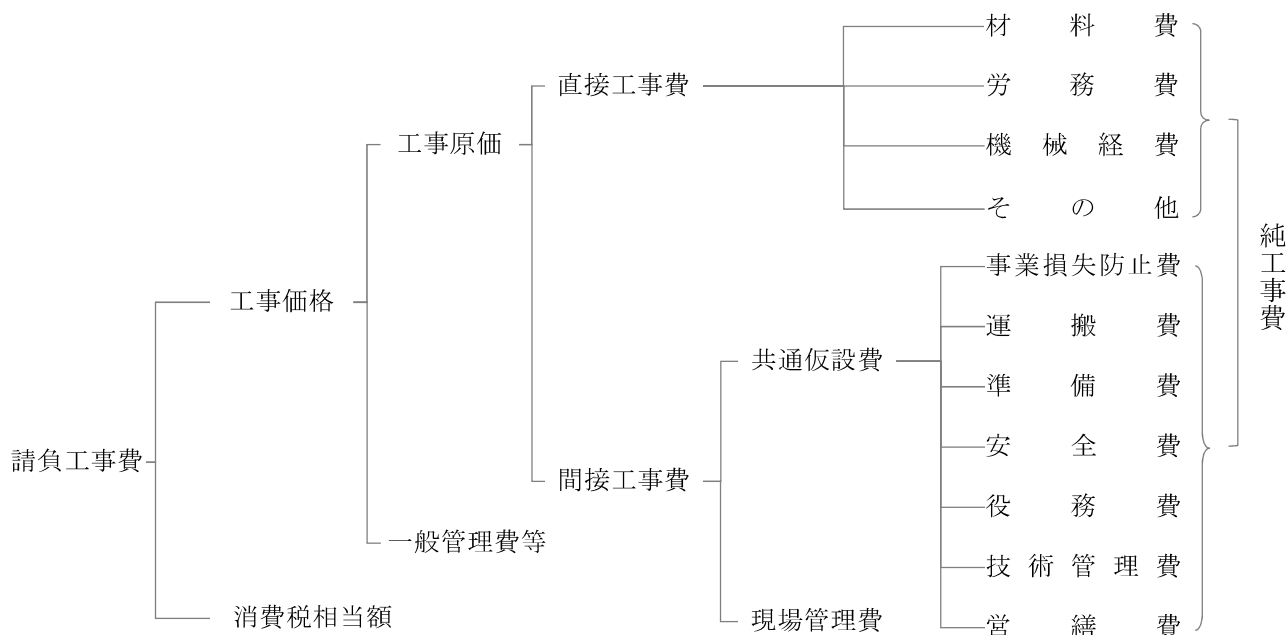
4 積算条件を明確にすること。

設計変更等において、積算根拠又は考え方が当初の積算と不統一を生ずることのないよう、積算条件や考え方等を明確にしておくこと。

5 早期発注に努めること。

1-5 請負工事費の構成

1 請負工事費の構成は、下記のとおりである。



注) 施設機械製作据付工事、営繕工事、電気通信工事等を除く一般土木工事及びダム工事に適用する。

2 支給品費

(1) 支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。

時価：一般資材においては、設計時の類似価格（取得価格）とするが、鋼矢板及びH形鋼等を無償で支給する場合は、設計時の類似価格の90%、若しくは中古品相当額を時価とする。

(2) 支給品には支給電力を含むものとする。

3 官貸額

官貸額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で、次式により算定する。

官貸額＝（無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料）－（無償で貸与する機械等の機械損料）

なお、上記の各機械損料は、第2節の〔3〕機械経費に基づき算定する。

4 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

5 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

1-6 請負工事費の構成費目

請負工事費の構成費目は次の各号に掲げるものとする。

1 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するに当たり、直接必要とされる費目で、次により構成するものとする。

- (1) 材 料 費 (2) 労 務 費 (3) 機械経費 (4) そ の 他

2 間接工事費

間接工事費は、直接工事費以外の工事費（3の経費を除く）で、次により構成するものとする。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げるものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| ア 事業損失防止施設費 | オ 役 務 費 |
| イ 運 搬 費 | カ 技術管理費 |
| ウ 準 備 費 | キ 営 繕 費 |
| エ 安 全 費 | |

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事現場の管理運営に要する費用で、次に掲げるものとする。

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| ア 労務管理費 | カ 福利厚生費 | サ 補 償 費 |
| イ 安全訓練等費 | キ 事務用品費 | シ 租 税 公 課 |
| ウ 従業員給料手当 | ク 通信交通費 | ス 保 険 料 |
| エ 退 職 金 | ケ 動力用水光熱費 | セ 外 注 経 費 |
| オ 法定福利費 | コ 交 際 費 | ソ 工事登録等費 |
| タ 公共事業労務費調査に要する費用 | | |
| チ 雑 費 | | |

3 一般管理費等

一般管理費等は、次により構成するものとする。

(1) 一般管理費

工事の施工に当たり、企業の経営、管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用で、次に掲げるものとする。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ア 役 員 報 酬 | ク 通信交通費 | ソ 減価償却費 |
| イ 従業員給料手当 | ケ 動力用水光熱費 | タ 試験研究費償却 |
| ウ 退 職 金 | コ 調査研究費 | チ 開発償却費 |
| エ 法定福利費 | サ 広告宣伝費 | ツ 租 税 公 課 |
| オ 福利厚生費 | シ 交 際 費 | テ 保 険 料 |
| カ 修繕維持費 | ス 寄 付 金 | ト 契約保証費 |
| キ 事務用品費 | セ 地 代 家 賃 | ナ 雑 費 |

(2) 付加利益

工事の施工に当たる企業が、その経営を継続していくための費用で、次に掲げるものとする。

- ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等
イ 株主配当金
ウ 役員賞与（損金算入分を除く）
エ 内部留保金
オ 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

4 消費税等相当額

消費税相当額は消費税相当分を積算するものとする。

1-7 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に選定するものとし、表1-7-1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

(表1-7-1 工種区分)

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管 更 生 工 事	管水路に関する工事であつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事

工 種 区 分	工 種 内 容
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事。 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事。 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボート・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

1-8 請負工事費の算定

(表 1-8-1 設計金額の表示標準)

種 目	数 値 処 理	単 位 (円)
1. 請負工事費	—	円止まり
2. 消費税相当額	—	円止まり
3. 工事価格	10,000 円未満切り捨て	10,000 円止まり
4. 工事原価	1,000 円未満切り捨て	1,000 円止まり
5. 一般管理費等	1,000 円未満切り捨て	1,000 円止まり
6. 現場管理費	1,000 円未満四捨五入	1,000 円止まり
7. 共通仮設費	1,000 円未満四捨五入	1,000 円止まり
8. 明細書		
(1) 明細の計	1,000 円未満四捨五入	1,000 円止まり
(2) 内訳の単価	小数点以下 1 位四捨五入	円止まり
(3) 内訳の金額	〃	円止まり
9. 単価表、明細表		
(1) 単価	小数点以下 1 位四捨五入	円止まり (下記以外の単価)
単価	有効数字 4 桁目切捨て	有効数字 3 桁
単価	有効数字 5 桁目切り上げ	(鋼材、油脂類、電気料金等)
(2) 内訳の単価	小数点以下 1 位四捨五入	有効数字 4 桁
(3) 内訳の金額	〃	(施工パッケージ積算方式)
10. 工事費内訳表		円止まり
8. 明細書に準じる	8. 明細書に準じる	円止まり
8. 明細書に準じる	8. 明細書に準じる	8. 明細書に準じる

1-9 歩掛単価表等の単位及び数値

歩掛単価表等における単位及び数値は、(表 1-9-1) に示すものとする。

(表 1-9-1 歩掛単価表等における単位及び数値)

項目	丸め位置	丸め方法	止り	摘要
一般労務	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
運転労務	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
機械経費 (運転日に対する供用日の割合)	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
機械経費 (1 日当たり運転時間)	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
機械経費 (該当工事における供用日 当たり運転時間)	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
燃料数量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	10 未満
	小数点以下 1 位	四捨五入	整数	10 以上
一般資材数量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
1 日当たり作業量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
補正值・係数	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	

第2節 直接工事費積算基準

第1 材 料 費

1－10 材料費

材料費は、工事の施工に必要な材料に要する費用で、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

1 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

2 材料の価格

材料の価格は、実情に即した価格を採用するものとし、この価格には現場までの運賃を含めるものとする。

第2 労 務 費

1-11 労務費

労務費は、工事の施工に必要な労務に要する費用で、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとする。

1 所要人員

所要人員は、別に定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

2 労務賃金

労務賃金とは、直接作業に従事した労務者に支払われる賃金であり、「公共工事設計労務単価」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

夜間工事の労務単価の算定

(1) 通常勤務すべき時間帯(8h～17h)を超えて、作業を計画する場合は、以下のとおりとする。

ア 深夜時間(22h～5h)については、深夜時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。

イ 上記ア以外の通常勤務すべき時間帯(8h～17h)を超えた時間帯は、時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

(2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8h)+休息时间(1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h～5h)に係る時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。【例－1】、【例－2】

(3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8h～17h)を外して作業を計画する場合は、次による。【例－3】

ア 所定労働時間内で17h～20h、及び6h～8hに係る時間帯は、基準額とする。

イ 所定時間内で20h～6hに係る時間帯は、基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の(1)項による。

[労務単価の算定例]

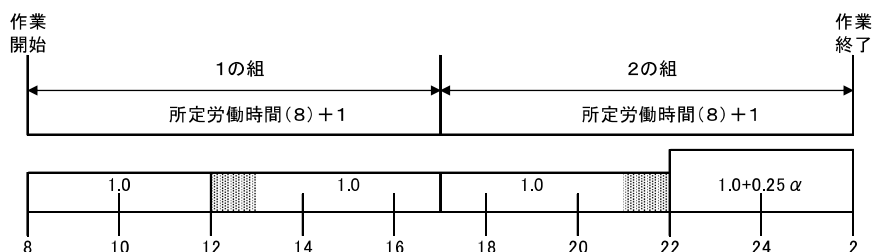
【計算条件】

労務単価は、15,000 円／人・日

構成比（ α ）を 0.90 と仮定

 : 休憩

【例－１】 2 交替作業を計画する場合で、施工時間が所定労働時間内の場合



〈算定例〉

労務単価＝{基準額＋割増賃金}＝基準額×1.056＝15,000×1.056＝15,840 円（補正額）

〈諸元等〉

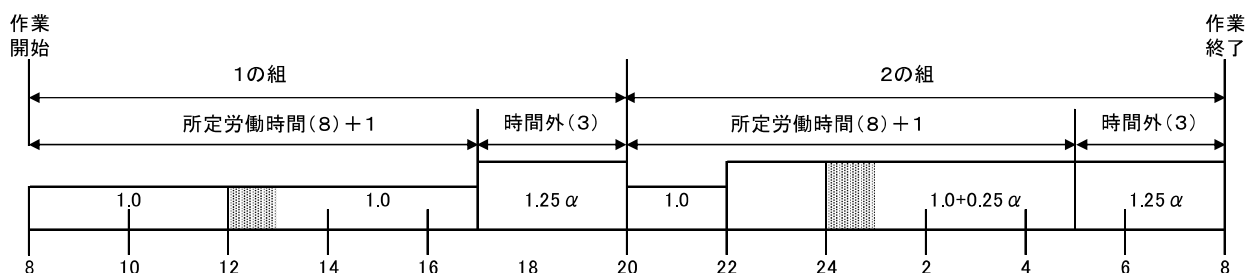
割増賃金対象時間：22 h～2 h（4 h）

割増率： $1.0+0.25\times\alpha=1.0+0.25\times0.9=1.225$

割増率補正＝{12 h×1.0＋4 h×1.225}／16 h＝1.056

割増賃金＝基準額×0.056

【例－２】 2 交替作業を計画する場合で、施工時間が所定労働時間を超える場合



〈算定例〉

労務単価※＝{基準額＋割増賃金}＝基準額×1.095＝15,000×1.095＝16,425 円（補正額）

〈諸元等〉

割増賃金対象時間：①17 h～20 h・5 h～8 h（6 h）、②22 h～24 h・1 h～5 h（6 h）

割増率：① $1.25\times\alpha=1.25\times0.9=1.125$ 、② $1.0+0.25\times\alpha=1.0+0.25\times0.9=1.225$

割増率補正＝{10 h×1.0＋6 h×1.125＋6 h×1.225}／22 h＝1.095

割増賃金＝基準額×0.095

※労務単価は 8 時間換算労務単価である。

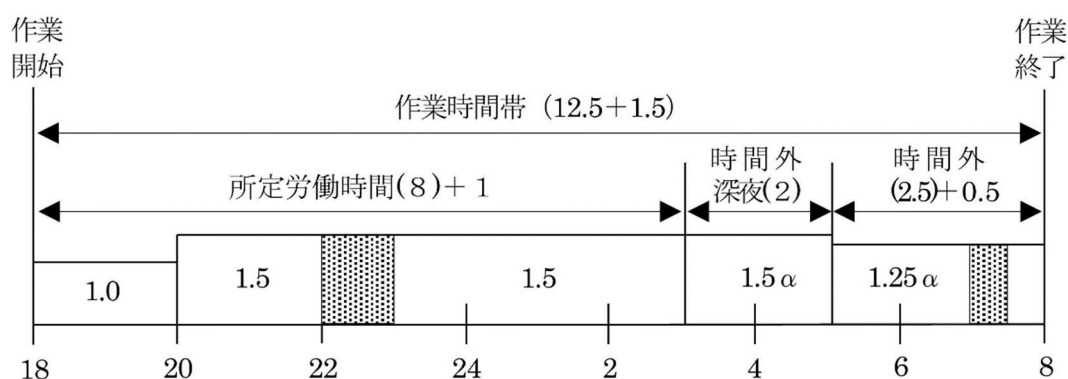
【8 時間換算労務単価を使用する場合の留意事項】

【例－２】に示した労務単価は、時間外労働を含む施工単価を所定労働時間（8 時間）に換算した場合の例で示しているが、適用する歩掛の構成により、所定労働時間への換算が必要ない場合もあるので、その適用に当たっては留意しなければならない。（次頁「表 1－11－1」参照）

(表 1-11-1)

ケース	歩 掛 の 種 類	計 上 する 労 務 単 価
ケース 1	作業時間の増減により単価算出に係る施工能力等が変化する歩掛の場合。 〔例〕“1日(〇〇m ³)当たり”で算出される歩掛	時間外労働を含む全労働時間に対する労務単価を適用
ケース 2	施工数量単位の歩掛の場合。 〔例〕“10m ³ 当たり”で算出される歩掛	時間外労働を含む全労働時間に対する労務単価を、所定労働時間(8時間)当たりの労務単価に換算し適用

【例－3】現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間を外して作業を計画する場合



〈算定例〉

労務単価※＝{基準額＋割増賃金}＝基準額×1.321＝15,000×1.321＝19,815 円（補正額）

〈諸元等〉

割増賃金対象時間：①20h～22h・23h～3h(6h)、②3h～5h(2h)、

③5h～7h・7.5～8h(2.5h)

割増率：①1.5、② $1.5 \times \alpha = 1.5 \times 0.9 = 1.35$ 、③ $1.25 \times \alpha = 1.25 \times 0.9 = 1.125$

割増率補正＝{2h×1.0＋6h×1.5＋2h×1.35＋2.5h×1.125}／12.5h＝1.321

割増賃金＝基準額×0.321

【割増対象賃金比】

公共工事設計労務単価（基準額）の時間外手当を算出する際に用いる割増賃金の基礎となるものであり、公共工事設計労務単価（基準額）に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」の割合。

1-12 職種区分表

(表 1-12-1)

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。 ア. 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許並びに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格及び技能講習の終了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの）を運転又は操作して行う次の作業 イ. 機械重量 3 t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 ロ. 吊上げ重量 1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5 t 未満のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量 3 t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設 ホ. ピックブレイカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転又は操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転又は操作 バ. 人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ ク. ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬 ケ. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能及び肉体的条件を有し、主体として次に掲げる作業を行うもの ア. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 イ. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 ウ. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） エ. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） オ. 人力による除草 カ. ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの ア. 軽易な清掃又は後片付け イ. 公園等における草むしり ウ. 軽易な散水 エ. 現場内の軽易な小運搬 オ. 準備測量、出来高管理等の手伝い カ. 仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去 キ. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽又は維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路又は広場の築造 e. 池又は流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機又は種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形又は金網、鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場又は支保工の組立、解体等（コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に係るものを除く。） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込み又は引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付け、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型履工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	石材の加工等について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積み又は石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物並びに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付け又は撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付け又は撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ② 第2種電気工事士 ④ 特殊電気工事資格者

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
10鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
11鉄 骨 工	鉄骨の組立等について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締め又は建方及び建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事するもの及び 23 橋りょう塗装工に該当するものを除く。）
13溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接含む）又は切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14運転手(特殊)	重機械（主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量 3 t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 b. 吊上げ重量 1 t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量 5 t 以上のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3 t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引き抜き f. 路面清掃車（3 輪式）、除雪車等の運転又は操作 g. コンクリートポンプ車の運転又は操作（筒先作業は除く）
15運転手(一般)	道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量 3 t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 d. 吊上げ重量 1 t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布 f. 路面の清掃車（4 輪式）の運転又は操作

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、潜かん又はシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事又はシールド工事（圧気）についてもつばら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、爆薬及びさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイト及びさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部及びインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部及び側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル従業員	坑内における作業について普通の技能及び肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もつばら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るもの及び工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. P C 橋の製作のうち、グラウト、シーす及びケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について、相当程度の技術を有し、もつばら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事及び重機械の運転又は操作について相当程度の技術を有し、もつばら指導的な業務を行うもの （17 潜かん世話役、21 トンネル世話役又は 24 橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長又は統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 以下の水面は、海面に含める。（27 普通船員、28 潜水士、29 潜水連絡員および 30 潜水送気員についても同様） （1）海岸法第 3 条により指定された海岸保全区域内の水面 （2）漁港法第 5 条により指定された漁港の区域内の水面 （3）港湾法第 4 条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28潜水士	潜水士免許を有し海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの (潜水器、(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む) 「潜水士免許」とは労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡として、潜降及び浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡して、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁又はコックを操作する業務等を行うもの
31山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地又は狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32軌道工	軌道工事及び軌道保守について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く) b. 木杭、木橋等の仕拵え等
34大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物並びに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管並びに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工及び装着 c. 電触防護
37はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) b. 建築物の床又は壁の穴あけ
38防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根又は地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業並びに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの(46ダクト工事に該当するものを除く)

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付け又は目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員 B	警備業者の警備員で交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体及び帳壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げ及び目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工に該当するものを除く）
------------	--

第3 機械経費

1-13 機械経費

機械経費は、工事の施工に必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

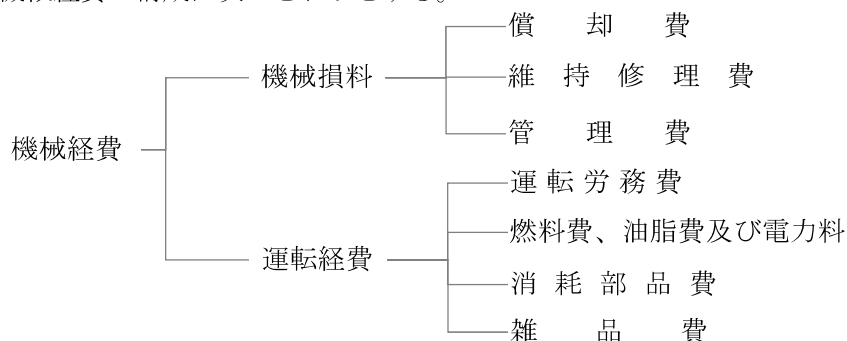
1-14 用語の定義

本章において、次に掲げる用語の定義は、下記のとおりとする。

- 1 基礎価格：国内における標準仕様による機械の実勢取引価格をいう（輸入機械を含む）。
- 2 標準使用年数：機械の購入から売却あるいは処分までの使用期間をいう。
- 3 運転時間：機械が目的の作業を行う時間、作業のための自走による移動時間、作業待ち等によるエンジンの空転時間、その他作業に関連する時間（一つの工程における作業サイクルの中のわずかなエンジン停止時間及びこれに準ずる時間を含む）をいう。
- 4 運転日数：運転時間の多少にかかわらず、機械が運転される日を通算した日数をいう。
- 5 供用日数：機械が工事現場に供用される日数（機械を工事現場に搬入・搬出するために必要な日数も含む）をいう。
- 6 年間標準運転時間：（年間標準運転日数又は年間標準供用日数）
機械ごとに実績又は推定により定められる年間の標準的な運転時間数（運転日数又は供用日数）をいう。
- 7 維持修理費：機械の効用を維持するために必要な整備及び修理（改造を除く）の費用で、運転費以外のものをいう。
- 8 維持修理費率：機械の使用期間中に必要となる維持修理費総額の基礎価格に対する割合をいう。
- 9 管理費：機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管（これに要する要員を含む）等の経費をいう。
- 10 年間管理費率：年間に必要な管理費の基礎価格に対する割合をいう。
- 11 償却費：機械の使用又は経年による価値の減価額をいう。
- 12 償却費率：使用期間中の償却費総額の基礎価格に対する割合をいう。
- 13 消耗部品費：作業の目的物と直接接触し損耗する部品のうち、消耗度と操業度との相関が極めて高く、かつ、取替修理に特別な技能を要しない部品の費用をいう。
- 14 予備用機械：故障又は事故の発生の備え、法令の規定又は契約の定めにより工事現場に存置する予備の機械をいう。
- 15 低騒音型機械：国土交通大臣が別に定める低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（以下「指定に関する規定」という。）に基づき低騒音型建設機械として指定された建設機械をいう。
- 16 低振動型機械：指定に関する規定に基づき低振動型建設機械として指定された建設機械をいう。
- 17 排出ガス対策型建設機械：国土交通大臣官房技術審議官が別に定める排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第10条の4の規定に基づく公示をした型式の特定特殊自動車もしくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条の規定に基づく指定を受けた型式の自動車をいう。
- 18 市場価格：賃貸機械の実勢取引価格をいう。

1-15 機械経費の構成

機械経費の構成は次のとおりとする。



1-16 機械損料の積算

機械損料の積算については、「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準」第4 機械損料の積算による。

1-16-1 岩石補正

岩石の掘削又は積込みなどの過酷な作業に伴い、機械各部の破損、折損、又は回転部の摩耗が著しい場合岩石作業補正を行うものである。ただし、破碎岩で土砂と同程度まで細片されたもの、あるいは破碎岩の敷きならし作業等、損耗度が著しいと認められないときは岩石作業に含めない。なお、機械損料補正方法は、次表を参考とされたい。

補正後の運転1時間当り損料額＝

運転1時間当り損料(9欄)×補正係数＋供用日当り損料(11欄)／供用日当り運転時間(t)

補正後の供用1日当り損料額＝

運転1時間当り損料(9欄)×供用日当り運転時間(t)×補正係数＋供用日当り損料(11欄)

供用日当り運転時間(t)＝運転時間(3欄)／供用日数(5欄)

作業 形態	工法	作業 内容	使用 機械	土 砂		転石混り石		岩塊・玉石		軟 石		硬 岩		備考
				適用土質	補正値	適用土質	補正値	適用土質	補正値	適用土質	補正値	適用土質	補正値	
掘削及び積込又は押土運搬	ブルドーザ 掘削押土	掘 削	ブルドーザ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	—	—	—	—	軟岩、硬岩は直接掘削は出来ない。
		押 土	ブルドーザ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	バックホウ 掘削	掘 削	バックホウ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	—	—	—	—	軟岩、硬岩は直接掘削は出来ない
		積 込	バックホウ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	リッパ ドーザ 岩掘削	リッピング	リッパ ドーザ	—	—	—	—	—	—	軟岩	1.00	—	—	
		押 土	リッパ ドーザ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	—	—	
	火薬併用 リッパ 岩掘削	リッピング	リッパ ドーザ	—	—	—	—	—	—	—	—	硬岩	1.00	
		掘削補助	大型 ブレーカ	—	—	—	—	—	—	—	—	硬岩	1.25	ベースマシン(BH)だけを補正
		押 土	リッパ ドーザ	—	—	—	—	—	—	—	—	破碎岩	1.00	
	火薬併用 機械 岩掘削 (片切)	掘 削	大型 ブレーカ	—	—	—	—	—	—	軟岩	1.10	硬岩	1.25	ベースマシン(BH)だけを補正
		破碎片除去	バックホウ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
		押 土	ブルドーザ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	片切掘削	掘 削	大型 ブレーカ	—	—	—	—	—	—	軟岩	1.10	硬岩	1.25	ベースマシン(BH)だけを補正
		破碎片除去	バックホウ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
		押 土	ブルドーザ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	ダンプ トラック運搬	運 搬	ダンプ トラック	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	軟岩	1.00	硬岩	1.25	

注 意

- 1 土砂とは、砂、砂質土、粘性土及び礫質土とする。
- 2 転石混り土とは、転石等（おおむね直径 7.5cm 以上）の混入率が 30%程度以上 50%程度以下とする。
- 3 岩塊・玉石とは、岩塊あるいは転石（おおむね直径 7.5cm 以上）の混入率が 50%程度以上で、人力では掘削が不可能なもので、バックホウ及びブルドーザ等で掘削が可能なものとする。
- 4 軟岩とは、軟岩（Ⅰ）及び軟岩（Ⅱ）をいい、軟岩を掘削等によりルーズな状態とした場合は、礫混り土として取扱うものとする。
- 5 硬岩とは、中硬岩及び硬岩（Ⅰ）をいい、硬岩を掘削等によりルーズな状態とした場合は、破碎岩として取扱うものとする。
- 6 硬岩（Ⅱ）については、別途考慮するものとする。
- 7 コンクリート塊、アスファルト塊、岩塊・玉石の掘削・積込・運搬機械の補正は行わない。
- 8 転石混り土の掘削・積込・運搬の機械損料は、土砂扱いとし、損料補正は行わない。

1-16-2 運転経費の積算

運転経費に係る各費目の積算は、原則として次の号に定めるところによるものとする。

1 燃料費は次により算定する。

(イ)燃料費 = 燃料単価×運転 1 時間当たり燃料消費量×運転時間数

(ロ)運転 1 時間当たり燃料消費量 = 機関出力×運転 1 時間当たり燃料消費率

なお、運転 1 時間当たり燃料消費量は、有効数字の第 3 位を四捨五入し、有効数字 2 桁として表す。

ただし、整数 3 桁以上は、整数として表す。

(ハ)運転 1 時間当たり燃料消費率は土地改良工事積算基準（機械経費）別表第 6 を標準とする。

なお、燃料消費率には油脂費が含まれている。

機械経費算定基準以外の燃料消費率は表 1-16-1 とする。

(表 1-16-1 機械経費算定基準以外の運転 1 時間当たり燃料消費率)

機 械 名	規格又は区分	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
レーキドーザ		0.175	
トラクタ	クローラ式		
スクレップドーザ			
タイヤドーザ			
モータスクレーパ		0.163	
泥上掘削機		0.175	
トレンチャ		0.152	
ダンプトラック	ガソリン	G0.071	
不整地運搬車	ホイール型	0.165	
タワークレーン		0.101 E 0.305 kWh/kW	
ジブクレーン		E 0.305 kWh /kW	
工事用エレベータ			
簡易ケーブルクレーン		0.108	
フォークリフト		0.037	
クローラ式サンドパイル打機	ベースマシン	0.085	
粉体噴射攪拌機	単軸式	E 0.305 kWh/kW	
トラック式アースオーガ		0.053	
ラフテレーンクレーン装着式 アースオーガ		0.103	
アースドリル掘削機		0.093	
汚泥吸排車		0.055	
ニューマチックケーソン施工機器 (潜函用ショベル)		E 0.600 kWh/kW	
クーリングタワー		E 0.700 kWh/kW	

機 械 名	規格又は区分	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
シールド工事用機器	パワーユニット	E 0.533 kWh/kW	
インナーバイブレータ(自走式)		0.122	
コンクリートミキサ		E 0.495 kWh/kW	
法面締固め機		0.167	
チップスプレッダ		0.127	
アスファルトクッカ		0.164	
コンクリート横取り機		0.293	
ジョイントクリーナ		G 0.174	
振動目地切機		G 0.233	
区画線消去機	ハンドガイド式		
ラインマーカ	ペイント ハンドガイド式		
	溶融自走式	0.068	
	ペイント・車載		
溶解槽			
排水性舗装機能回復車		0.063	
透光性遮音壁清掃車		0.040	
歩道清掃車			
排水管清掃車	C N G		
小型多段遠心ポンプ		E 0.900 kWh/kW	
真空ポンプ		E 0.827 kWh/kW	
両端固定式ケーブルクレーン		0.108	
油圧ジャッキ		E 0.533 kWh/kW	
コンクリート吹付機		E 0.410 kWh/kW	
種子吹付機		0.191	
エンジン付ミキサ		G 0.162	
高圧洗浄機(工事用)		E 0.900 kWh/kW	
		G 0.255	
薬剤散布機		G 0.103	
切断機		E 0.305 kWh/kW	
草結束機		G 0.515	
木材破碎機		0.191	
自走式破碎機			
チェンソー		G 0.380 ℓ/h	左記は時間当り 燃料消費量である。
ポンプ浚渫船		E 1.217 kWh/kW	
除雪ドーザ	クローラ	0.166	
ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式 88kW 型 ベースマシーン(除雪ドーザ)
スライム回収機	自走式	0.055	

(注) G : ガソリン、E : 電力、C : 圧縮天然ガス、無印 : 軽油
エンジンオイル、ウエス、バッテリー液、ギヤオイル、グリス、ブレーキオイル等を含む

2 電力料は電気事業者が定める電力供給約款をもとに、次の算式により求めた額とする。

電力料＝従量電力料単価×使用電力量

使用電力量＝負荷設備容量×負荷率×作業時間率×運転時間数

負荷率：定格（又は最高）出力に対する平均出力の割合

作業時間率：運転時間数に対する実作業時間の割合

3 油脂費とは、ガソリン・ディーゼルエンジンのエンジンオイル、ギアオイル、グリース、車輛油及びウエス等の費用である。

1-16-3 運転労務費の積算

運転労務費は、機械を運転(又は操作)する労務者の費用とし次により算定する。

運転労務費＝労務単価×機械運転1時間当たり労務歩掛×運転時間

1 労務単価

職種別労務単価は1日8時間労働に対する賃金とする。なお、特殊作業等がある場合はその割増を考慮する。

運転手(特殊、一般)、運転助手及び特殊作業員(円/人)

$$= \frac{K}{8} \times \{H_0 + R \times (H_1 \times 1.25 + H_2 \times 0.25)\} \times \frac{8}{H_0 + H_1}$$

K：職種別基本給日額(円/人)

R：職種別基本給日額構成比率

H₀：基本給日額対象時間(時間)

H₁：超勤作業時間(時間)

H₂：深夜割増対象作業時間(時間)

2 機械運転1時間当たり労務歩掛

機械運転1時間当たり労務歩掛は、次により算定する。

(1) 運転手(特殊、一般)を計上する機械の労務歩掛

$$\text{運転1時間当たり運転手歩掛(人/時間)} = 1 / T$$

(注) Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

① 時間単位の機械

$$T = \frac{\text{年間標準運転時間}}{\text{年間標準運転日数}}$$

② 日単位の機械

$$T = \text{各歩掛等}に示す運転1日当たり運転時間$$

(2) 特殊作業員を計上する機械の労務歩掛

$$\text{運転1時間当たり労務歩掛} = 1 / T$$

(注) Tは、運転日当たり運転時間で各歩掛等に示す時間である。

3 適用職種

建設機械の運転・操作にかかわらず職種区分は、次表のとおりとする。

(表1-16-2 適用職種)

職 種	内 容
運転手(特殊)	重機械(道路交通法第84条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの。)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。
運転手(一般)	道路交通法第84条に規定する運転免許(大型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転又は操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。
特殊作業員としての取扱い	軽機械(道路交通法第84条に規定する運転免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの。)を運転又は操作して行う作業。

4 機械 1 台当り職種別労務配置人員表

機 種		規 格		運転手		特殊 作業員	備 考
				特殊	一般		
ブルドーザ		1.0 t		—	—	○	
		3.0 t 以上		○	—	—	
		リッパ装置付		○	—	—	
レーキドーザ タイヤドーザ		3.0 t 未満		—	—	○	
		3.0 t 以上		○	—	—	
トラクタ	クローラ	3.0 t 未満		—	—	○	
		3.0 t 以上		○	—	—	
	ホイール	機械重量 3.0 t 未満		—	○	—	
		機械重量 3.0 t 以上		○	—	—	
スクレップドーザ、スクレ ーパーモータースクレパ		各種		○	—	—	
パワーショベル バックハウ ドラグライン クラムシエル		機械式	機械質量 3 t 以上	○	—	—	
		クローラ式	山積 0.08m3 級以下 (平積 0.06m3)	—	—	○	
			山積 0.11m3 級以上 (平積 0.08m3)	○	—	—	
		ホイール式	山積 0.28m3 級以上 (平積 0.2m3)	○	—	—	
クローラローダ		山積 0.25m3 以下		—	—	○	
		山積 0.4m3 以上		○	—	—	
ホイールローダ		山積 0.4m3 以下		—	○	—	
		山積 0.5m3 以上		○	—	—	
大型ブレーカ		各種		○	—	—	バックハウ架装
ダンプトラック		各種		—	○	—	
専用重ダンプ		各種		—	○	—	
トラック		普通クレーン装置付 1t 吊未満		—	○	—	
		普通クレーン装置付 1t 吊以上		○	—	—	
トラック式アースオーガ		各種		○	—	—	
不整地運搬車		積載質量 1.0 t 未満		—	—	○	
		積載質量 1.0 t 以上		○	—	—	
水陸両用運搬車(泥上車)		各種		○	—	—	
クローラクレーン		1.0 t 吊未満		—	—	○	
		1.0 t 吊以上		○	—	—	
トラッククレーン ラフテレーンクレーン		1.0 t 吊未満		—	○	—	
		1.0 t 吊以上		○	—	—	
ウインチ		5.0 t 吊未満		—	—	○	
		5.0 t 吊以上		○	—	—	
クローラ式杭打機		ブーム式		○	—	—	
		直結式		○	—	—	
サンドパイル打機械		パイプロ式		○	—	—	
オールケーシング掘削機		各種		○	—	—	
クローラ式アースドリル		各種		○	—	—	
モータグレーダ		各種		○	—	—	
スタビライザ		路上混合自走式・各種		○	—	—	
ロードローラ		マカダム		○	—	—	
		タンデム		○	—	—	
タイヤローラ		各種		○	—	—	

機 種	規 格	運転手		特殊 作業員	備 考
		特殊	一般		
タイヤローラ	各種	○	—	—	
タンピングローラ	各種	○	—	—	
振動ローラ	自走式 2.5～2.8 t 以下	—	—	○	
	自走式 3.0～5.0 t 以上	○	—	—	
アスファルトプラント	各種	○	—	—	
トラックミキサー	各種	—	○	—	
コンクリートポンプ車	配管式	○	—	—	
	ブーム式	○	—	—	
アスファルトフィニッシャ	各種	○	—	—	
コンクリートフィニッシャ	各種	○	—	—	
コンクリートレベラ	各種	○	—	—	
アスファルトスプレッダ	各種	○	—	—	
アスファルトディストリビュータ	各種	—	○	—	
ラインマーカ	自走式	—	○	—	
	車載式	—	○	—	
高所作業車	作業床高 10m未満	—	○	—	
	作業床高 10m以上	○	—	—	
散水車	各種	—	○	—	
作業車	各種 (クレーン装置付 1 t 吊未満)	—	○	—	クレーン装置付 1 t 吊以上の機種であって、クレーンを使用しない場合は、運転手(一般)のみ計上
	各種 (クレーン装置付 1 t 吊以上)	○	—	—	
ヒータプレーナ		○	—	—	
路面切削機	クローラ式・ホイール式	○	—	—	
マイクロバス		—	○	—	
連絡車		—	○	—	
草刈車	大型自走式(履带式)	—	—	○	
草刈機	肩掛式・ハンドガイド式	—	—	○	
トレンチャ	機械質量 3.0 t 未満	—	—	○	
	機械質量 3.0 t 以上	○	—	—	
除礫機械(自走式)	機械質量 3.0 t 未満	—	—	○	
	機械質量 3.0 t 以上	○	—	—	

(注) 上表は、代表的な機械の標準的な労務配置を示す。

1-16-4 消耗部品費

消耗部品費は、機械の基礎価格又は運転 1 時間(運転 1 日又は供用 1 日)当たり損料に加算した消耗部品費以外の消耗部品で、次の算式により算定する。

$$\text{消耗部品費} = \text{運転 1 時間(運転 1 日又は供用 1 日)当たり損料及び補修費} \\ \times \text{運転時間数(運転日数又は供用日数)}$$

なお、運転 1 時間(運転 1 日又は供用 1 日)当たり損料及び補修費は土地改良工事積算基準(機械経費)別表第 7 消耗部品の損料費及び修理費によるほか、土地改良事業等一般機械損料算定表等及び実績又は資料により算定することができる。

1-16-5 賃貸機械

機械経費の全部又は一部について賃料により積算することが適当であると判断される機械にあつては、次式により算定することができる。

- 1 トラッククレーン及びラフテレーンクレーン 賃料＝市場価格×運転日数
- 2 クローラクレーン 賃料＝市場価格×月数（又は供用日数）
- 3 上記以外 賃料＝市場価格×供用日数

なお、本基準の対象となる機種は表1-16-3による。

（表1-16-3 賃料積算基準対象機種及び市場価格の内訳）

賃料対象機種	賃料（市場価格）の種類	賃料（市場価格）の内訳
トラッククレーン	運転1日当たり賃料	機械経費のすべて（運転経費機械損料）
ラフテレーンクレーン	運転1日当たり賃料	機械経費のすべて（運転経費機械損料）
クローラクレーン	供用1日当たり賃料	機械経費のうち機械損料の部分
	供用1ヶ月当たり賃料	機械経費のうち燃料・油脂類を除く全て
クレーン以外	供用1日当たり賃料	機械経費のうち機械損料の部分

備考 1 賃料トラッククレーン・ラフテレーンクレーンの運転時間から運転日数を求める場合及び供用1ヶ月当たりのクローラクレーンを運転1日当たり賃料とする場合は、下記によるものとする。

- ① 運転時間から運転日数を求める場合は、次式により算定するものとする。

$$\text{運転日数} = \Sigma H / 8$$

$$\Sigma H : \text{総運転時間}$$

運転日数は小数2位を四捨五入し、小数1位止めとする。
- ② 供用1ヶ月当たりのクローラクレーンの賃料は、運転労務を含んだ賃料であるため、次式により運転1日当たり賃料として算定するものとする。

$$\text{運転1日当たり賃料} = \text{供用1ヶ月当たり賃料（市場価格）} / \text{保証日数（b）（市場価格）}$$

計算後の賃料は、有効数字3桁未満切捨てとする。

2 トラッククレーン・クローラクレーン・ラフテレーンクレーンの分解組立運搬に要する経費は、「1-25 重建設機械の分解・組立・運搬費」に定めるところにより算定するものとする。

（表1-16-4 割引対象機械及び割引率一覧表）

賃料対象機種	長期割引率（β）	保証日数（b）	補正開始日（a）
トラッククレーン ラフテレーンクレーン クローラクレーン（供用1ヶ月当り）	市場価格による 市場価格による 割引対象外	市場の取引条件による	任意の1ヶ月間で（a）日以上運転する場合は補正する。
その他の建設機械	市場価格による	1ヶ月（30日）	任意の1ヶ月間で休日を含め（a）日以上供用する場合に補正する

備考 賃料機械（供用1ヶ月当りのクローラクレーンを除く）を、1ヶ月を超えて長時間使用する場合に、リース会社は賃料の値引（割引）を行っているので、次式により長期割引と差額補正を行うものとする。

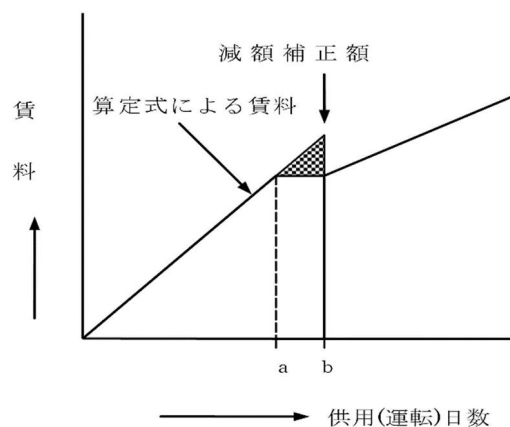
- 1）長期割引の算定（保証日数以上の場合は次式のとおりとする）。
 - ・トラッククレーン、ラフテレーンクレーンの場合

$$\text{賃料総額} = \text{運転1日当り賃料（市場価格）} \times (1 - \beta) \times \text{運転日数（1時間でも運転した日数）}$$
 - ・その他の建設機械（空気圧縮機、発動発電機等）の場合

$$\text{賃料総額} = \text{供用1日当り賃料（市場価格）} \times (1 - \beta) \times \text{供用日数（現場に供用している日数）}$$

ただし、β：長期割引率（市場価格）

- 2) 長期割引設定されている機種の賃料について、
割引が適用される時点(保証日数)より短い時点における賃料計上に際しては、割引が適用される時点の賃料総額を上限として計上するものとする。



- 3) 補正開始日(a)は、次式により算定する。

$$A = \frac{\text{保証日数(b)} \times \text{割引後の運転(供用) 1 日当り賃料}}{\text{割引前の運転(供用) 1 日当り賃料}}$$

ただし、a : 補正開始日(計算値) 補正開始日は小数以下を切り上げ、整数値とする。

b : 保証日数 : 1 ヶ月間で運転を保証する日数

第4 その他

1-17 その他

1 特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

2 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水、電力電灯使用料とする。

3 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁、門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

4 産業廃棄物処理費

産業廃棄物処理費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

第5 市場単価

1-18 市場単価

市場単価方式により積算を行う工種は、下記のとおりとする。

① 鉄筋工（太径鉄筋を含む）

（表1-23-1）

市場単価方式によるもの	（参考）市場単価によらないもの
法面工のコンクリート法枠（現場打）工、擁壁工の補強土壁（壁面上端処理）工、鋼管・既製コンクリート打工の既製杭頭処理工（パイルハンマ工、プレボーリング・中掘工）、場所打杭工の深礎工、オープンケーソン工、ニューマチックケーソン工、付属施設工（洞門工及び各種コンクリート基礎工）、共同溝、橋梁上部工（鋼橋床版工、グレーチング床版架設工及び足場工）、RC場所打ホロースラブ橋、その他（河川、海岸、道路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンポ橋、PC合成桁橋）用床版等の構造物）、さし筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く。）、場所打杭の鉄筋かご、（オールケーシング、リバーササーキュレーション、アースオーガ、大口径ボーリングマシン）、トンネル覆工、電線共同溝	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工、道路維持修繕の橋梁地覆補修工、橋梁上部工（ポストテンション桁製作工、PC橋架設工、ポストテンション場所打ホロースラブ橋、ポストテンション場所打箱桁橋）、沓座拡幅工、その他（特に加工・組立が困難な構造物）

② 鉄筋工（ガス圧接）

③ 防護柵設置工（ガードレール）

④ 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

⑤ 防護柵設置工（落石防護柵）

⑥ 防護柵設置工（落石防止網）

⑦ 防護柵設置工（ガードパイプ）

⑧ 道路標識設置工

⑨ 道路付属物設置工

- ・視線誘導標

⑩ 法面工

- ・モルタル吹付工

- ・コンクリート吹付工

- ・植生基材吹付工

- ・客土吹付工

- ・種子散布工

- ・枠内吹付工（コンクリート・モルタル・植生基材）

- ・植生マット工、植生シート工、繊維ネット工

- ・植生筋工、筋芝工、張芝工

⑪ 吹付枠工

⑫ 軟弱地盤処理工

- ・サンドドレーン工

- ・サンドコンパクションパイル工

第6 土木工事標準単価

1-19 土木工事標準単価

土木工事標準単価方式により積算を行う工種は、下記のとおりとする。

- ① 区画線工
- ② 排水構造物工
 - ・ U型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）水路
 - ・ 自由勾配側溝
 - ・ 蓋板
- ③ コンクリートブロック積工
- ④ 構造物とりこわし工

第7 施工パッケージ型積算方式

1-20 施工パッケージ型積算方式

施工パッケージ化した積算基準については、「土地改良工事積算マニュアル(土木工事)」の「第3章 直接工事費の積算」の「6. 施工パッケージ型積算方式」を参照すること。

第8 仮設材経費

1-21 仮設材経費算定基準

仮設材経費算定基準については、土地改良工事積算基準（機械経費）の「土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準」を参照すること。

第3節 間接工事費及び一般管理費の積算基準

第1 共通仮設費

1-22 共通仮設費の内容

共通仮設費は間接工事費の一部であり、以下の内容により構成されている。これらの費用は、各工事種目に共通の費用であり、直接工事費のように工事目的物を形として残さない、いわば準備や手段といった間接的にかかる費用である。

1 事業損失防止施設費

工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用とする。

2 運搬費

機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出（組立・解体を含む。）に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

3 準備費

- (1) 準備及び跡片付けに要する費用
- (2) 調査、測量、丁張等に要する費用
- (3) 伐開、除根、除草、整地等に要する費用

4 安全費

- (1) 安全施設に要する費用
- (2) 安全管理に要する費用
- (3) (1)～(2)までに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

5 役務費

- (1) 材料置場等の土地借上げに要する費用
- (2) 電力、用水等の基本料金

6 技術管理費

- (1) 品質管理のための試験等に要する費用
- (2) 出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用
- (3) 工程管理のための資料の作成に要する費用

7 営繕費

- (1) 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕に要する費用
- (2) (1)に係る土地・建物の借上げ費用
- (3) 労務者の輸送に要する費用

1-23 共通仮設費の積算基準

1 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に選定するものとし、「1-7 工種区分」のとおりとする。ただし、2 種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの区分より算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

2 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

- (1) 工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。
- (2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費等の積算方法

「1-7 工種区分」に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。

(1) 率計算による算定

率計算による算定方法は（表 1-23-1）、（表 1-23-2）及び（表 1-23-3）に定める各工種の共通仮設費率を用い、次式により算定する。

なお、率の対象項目は（表 1-23-7）に示すとおりである。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額

＋準備費に含まれる処分費

ただし、率計算の算定に当たっては、下記に掲げる費用は対象金額に含めない。

- ① 簡易組立式橋梁、プレキャスト P C 桁、プレキャスト P C 床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- ② 上記①を支給する場合の支給品費

- (2) 対象金額の算式中に記述の支給品費及び官貸額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。

4 共通仮設費率の補正

- (1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、（表 1-23-4）の適用条件に該当する場合、補正係数を乗じるものとする。

ただし、コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、（表 1-23-4）に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

5 積み上げ計算による算定

積み上げ計算による算定方法は、（表 1-23-7）に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

共通仮設費率

(表 1-23-1)

対象金額 適用区分 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ 場 整 備 工 事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農 用 地 造 成 工 事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
水 路 ト ン ネ ル 工 事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水 路 工 事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
排 水 路 工 事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%
管 水 路 工 事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑 かん 施 設 工 事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
た め 池 工 事	14.20%	41.3	-0.0716	9.37%
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%

(表 1-23-2)

対象金額 適用区分 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河 川 工 事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%
海 岸 工 事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%
道 路 改 良 工 事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%
舗 装 工 事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%
管 更 生 工 事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%

(表 1-23-3)

対象金額 適用区分 工種区分	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フ ィ ル ダ ム 工 事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%
コンクリートダム工事	13.77%	3064.8	-0.2769	6.32%

算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y：共通仮設費率(%)

X：対象金額(円)

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(表 1-23-4 共通仮設費率の補正值)

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	舗装工事 2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上、の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事 以外の工種	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上、の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事 以外の工種	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	3
市街地 (DID 補正) (1) - 2	舗装工事 以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5
中山間地域	全ての工種	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.2	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注 1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (D I D 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

注 2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照すること。[表 1-23-5、表 1-23-6 参照]

注 3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

【参考】県内農業地域類型一覧〔中間農業地域・山間農業地域〕（令和５年改訂）（表１－23－５）

市町名	旧町村名	
	中間農業地域	山間農業地域
静岡市葵区	美和村、南藁科村	中藁科村、大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村
静岡市清水区	小島村、庵原村、由比町	両河内村
浜松市西区	北庄内村、南庄内村、村櫛村、吉野村２－２	
浜松市北区	奥山村、鎮玉村、東浜名村	伊平村
浜松市天竜区	下阿多古村	光明村、上阿多古村、熊村、竜川村 犬居町、気多村、熊切村、龍山村 浦川町、佐久間村、山香村、城西村 水窪町
沼津市	内浦村、西浦村、浮島村２－１	戸田村
富士宮市	北山村、上井出村、白糸村、芝富村 内房村	柚野村
伊東市	宇佐美村、対島村	
島田市	大津村、大長村、五和村、 日坂村２－２、伊久身村２－２	伊久身村２－１、笹間村２－１、 下川根村、笹間村２－２
富士市	須津村、大淵村、松野村	吉永村
磐田市	野部村、敷地村	
掛川市	原田村、桜木村、倉真村、横須賀町	原泉村２－１
藤枝市	稲葉村、瀬戸谷村、岡部町、朝比奈村	
御殿場市	玉穂村	印野村
下田市	稲生沢村、白浜村、浜崎村、朝日村	稲梓村
裾野市	富岡村、深良村、	須山村
湖西市	知波田村	
伊豆市	修善寺町、下狩野村、北狩野村２－１、 西豆村、中大見村、下大見村	土肥町、中狩野村、上狩野村 上大見村
伊豆の国市	北狩野村２－２	
牧之原市	地頭方村	
東伊豆町	稲取町、城東村	
河津町	下河津村	上河津村
南伊豆町	竹麻村、南中村、南崎村、南上村、 三坂村、三浜村	
松崎町		岩科村、中川村
西伊豆町	田子村	仁科村、安良里村、宇久須村
小山町	小山町、足柄村、北郷村２－１	須走村
川根本町		中川根村、徳山村、上川根村、東川根村
森町	森町、一宮村	天方村、三倉村、原泉村２－２

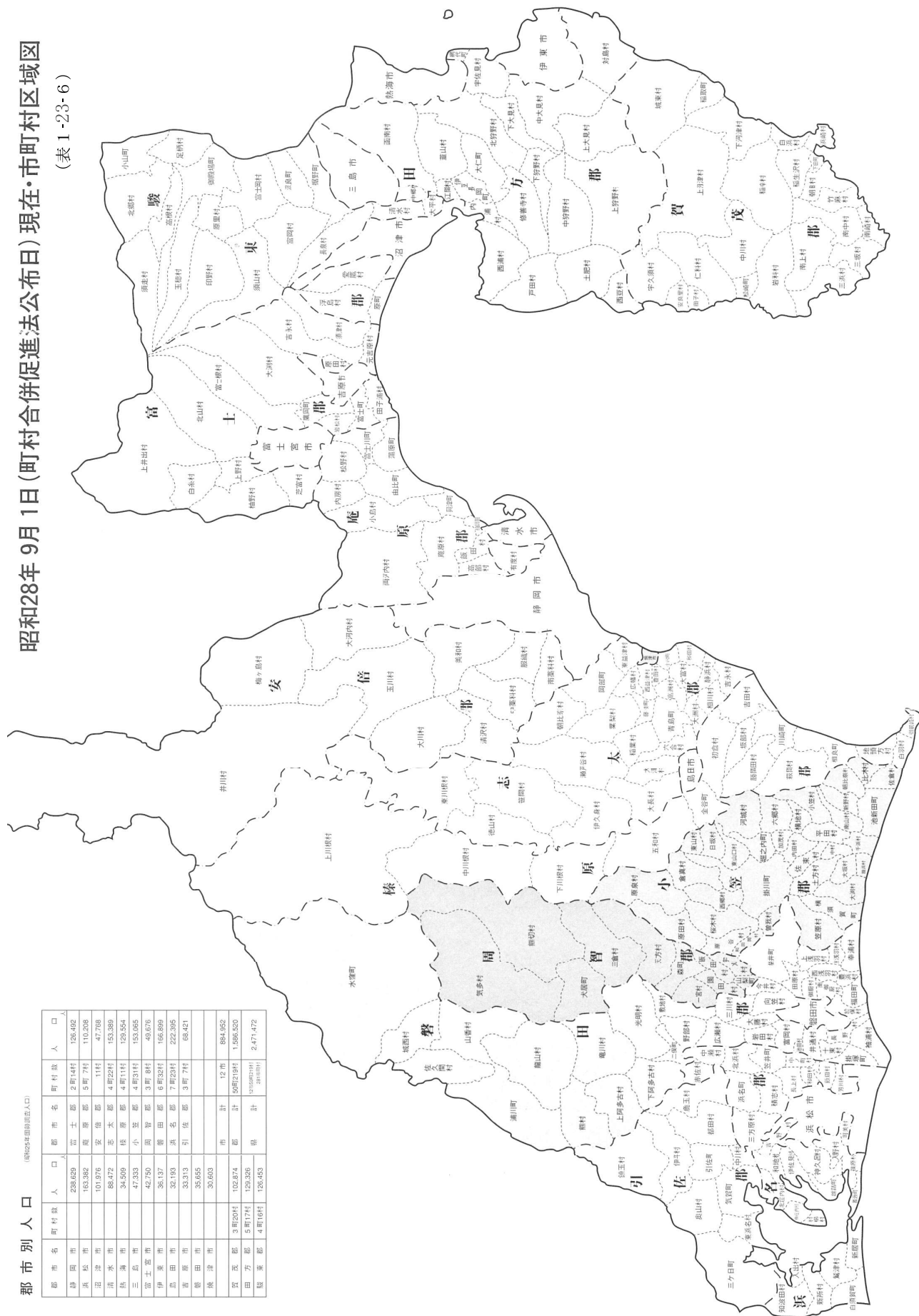
郡市別人口

(昭和25年度調査人口)

郡市名	町村数	人	郡市名	町村数	人
静岡県	236,629	富士郡	2町14村	126,492	
浜松市	163,362	安富郡	5町7村	110,208	
沼津市	101,976	鹿野郡	11村	47,768	
清水市	88,472	志太郡	4町22村	153,389	
熱海市	34,509	松原郡	4町11村	129,554	
三島市	47,333	小笠郡	4町31村	150,065	
富士宮市	42,759	小笠郡	3村6村	49,676	
伊豆市	36,137	豊田郡	6町24村	168,899	
島田市	32,193	引佐郡	7町23村	223,395	
吉田市	33,313	引佐郡	3村7村	68,421	
焼田市	35,645				
幾田市	30,663				
賀茂郡	3町20村	郡計	12市	884,952	
伊豆郡	102,874	郡計	50町12村	1,566,500	
富士郡	129,326	県計	5町7村	2,471,472	
豊原市	126,453		2町24村		

昭和28年9月1日(町村合併促進法公布日)現在・市町村区域図

(表 1-23-6)



(表 1-23-7 共通仮設費率適用範囲 (一般土木工事に適用))

項 目	率 の 対 象 項 目
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出 (組立・解体を含む) に要する費用 (2) 器材等 (型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板 (積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等) の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送 (分解・組立・輸送) に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ [※] 、レーキドーザ [※] 、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用 (チェーンソー等による伐開作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り (ため池及びダム の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用 (大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 (「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する) 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 (墜落制止用器具 (フルハーネス型) を含む) 10 安全委員会等に要する費用
役 務 費	
技術管理費	1 品質管理基準に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用 (情報共有システムに係る費用 (登録料及び利用料) を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕 (設置・撤去、維持・修繕) に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用 (海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕 (設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ) に要する費用 (フィルダム及びコンクリートダム工事)

項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうちスライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 （運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む） 5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む） 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
準 備 費	1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用
安 全 費	1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
役 務 費	1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金（電力会社が設置した施設の負担金）
技術管理費	1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（品質管理基準に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（品質管理基準に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 I C T 建設機械に要する以下の費用 (1) システム初期費 (2) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
営 繕 費	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリート工事を除く） 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

1-24 運搬費（積上分）算定基準

1 運搬費積上内容

(1) 共通仮設費に計上する運搬費

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による搬入・搬出（組立・解体を含む）に要する費用

2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用

3) 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用

（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む）

4) 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用

（運搬中の本体賃料・損料を含む）

5) その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

(2) 直接工事費に計上する運搬費

1) 鋼桁、門扉等工場製作に係る製品を製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用

2 運搬費積上算定

(1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による搬入・搬出に要する費用

費用の積算は次式により行うものとする。

$$U = A + M + K \text{ (又は } K') \text{ (円)}$$

U：質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費（円）

A：基本運賃料金（円）

表 1-24-1 によるものとする。

運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃について下表に掲げてある基本運賃は、運賃割増（特大品・悪路・冬期・深夜早朝・地区等）の有無にかかわらず適用できる。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上する。

M：その他の諸料金（円）

1) 組立・解体に要する費用

重建設機械の組立・解体を必要により計上する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

c 有料道路利用料

d その他

K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

K'：運搬される建設機械の運搬中の損料（円）

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料及び損料を計上する。

積算方法は「(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料」による。

注）建設機械運搬方法等は、表 1-24-2 による。

(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料（K）及び損料（K'）

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料＝運搬される機械の供用 1 日当たり賃料（円）×運搬に要する日数（日）

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料＝運搬される機械の供用 1 日当たり損料（円）×運搬に要する日数（日）

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L：運搬距離（km） 基地から現場までの片道距離とする。

注 1）運搬に要する日数の端数処理は少数第 2 位を四捨五入し、少数第 1 位止めとする。

注 2）運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なおトラックによる輸送は時速 30km/h を標準とする。

注 3）分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料（K）が考慮されている。

注 4) 油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板ⅤⅠ・ⅥⅠ・ⅡⅡ・ⅢⅡ・ⅣⅡ型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること

(表 1-24-1 基本運賃表)

貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50 km まで (円)	100 km まで (円)	150 km まで (円)	200 km まで (円)	200km を 超え 20km 増す毎に(円)
20t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m						
		深 1.2m 幅 2.0m						
	自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm						
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ /平積 0.3m ³						
	各種	—						

注 1) 450km を超える場合は別途考慮する。

注 2) 誘導車・誘導員の費用を含んでいる。

(表 1-24-2 建設機械運搬方法)

機械名	規格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・ 廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50 (27.00)	() 内は排出ガス 対策型 (2014 年規 制) の場合の機械 質量
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m 深さ 0.6m	トレーラ	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m 深さ 1.2m	トレーラ	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	トレーラ	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	トレーラ	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ 平積 0.3m ³	トレーラ	22.00	

注 1) 貨物自動車による運搬を計上する。

注 2) 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(3) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬

仮設材の運搬は次式により行うものとする。

なお、敷鉄板の運搬に要する費用については、標準歩掛等の諸雑費に含まれる敷鉄板は共通仮設費率の対象であり、敷鉄板設置撤去工等で別途積上げ計上した敷鉄板について積上げの対象とする。

$$U = (E \times (1 + F_1 + F_2)) \times G + H$$

ただし U：仮設材の運搬費

E：基本運賃料金（円／t）

基本運賃料金表は（表 1－24－3）によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの片道距離とする。

また、仮設材の運搬費は次表に掲げてある基本運賃料金に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

F₁：冬期割増

F₂：深夜早朝割増

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金

（表 1－24－3 基本運賃料金表）

（単位：円／t）

製品長 距離	12m以内		12m超～15m以内		15m超	
10km まで	4,350	(3,410)	4,800	(4,030)	7,010	(5,180)
20 "	4,660	(3,570)	5,170	(4,240)	7,470	(5,510)
30 "	5,000	(3,850)	5,480	(4,510)	7,990	(5,860)
40 "	5,380	(4,070)	5,900	(4,760)	8,490	(6,190)
50 "	5,750	(4,420)	6,310	(5,140)	9,040	(6,630)
60 "	6,120	(4,700)	6,760	(5,490)	9,590	(7,060)
70 "	6,540	(5,070)	7,180	(5,890)	10,100	(7,520)
80 "	6,900	(5,330)	7,570	(6,190)	10,600	(7,900)
90 "	7,220	(5,610)	7,940	(6,520)	11,100	(8,310)
100 "	7,620	(5,900)	8,380	(6,840)	11,700	(8,750)
110 "	7,960	(6,250)	8,730	(7,200)	12,200	(9,180)
120 "	8,300	(6,490)	9,080	(7,470)	12,700	(9,550)
130 "	8,700	(6,780)	9,510	(7,790)	13,300	(9,940)
140 "	9,040	(7,020)	9,850	(8,060)	13,800	(10,300)
150 "	9,370	(7,290)	10,200	(8,360)	14,400	(10,700)
160 "	9,820	(7,530)	10,600	(8,630)	14,900	(11,000)
170 "	10,000	(7,790)	10,900	(8,910)	15,400	(11,400)
180 "	10,300	(8,020)	11,200	(9,180)	15,800	(11,700)
190 "	10,700	(8,290)	11,800	(9,470)	16,800	(12,100)
200 "	11,100	(8,560)	12,100	(9,780)	17,300	(12,500)
200km を超え 20km までを 増すごとに	677	(447)	802	(558)	1,080	(738)

注 1) () 内の運賃率は、下記の地域に適用する。

北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

注 2) 発地・着地で上記 1 の地域とこれ以外の地域が異なる場合は、現場所在地の地域を適用する。

注 3) 誘導車、誘導員が必要な場合については、別途計上する。

(表 1-24-4 F 1 : 冬期割増率)

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	2 割
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、 鳥取県、島根県の全域	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上 閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡		
福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡		
岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		

(表 1-24-5 F 2 : 深夜・早朝割増)

午後 10 時から午前 5 時まで	3 割
-------------------	-----

G : 運搬質量 (t)

H : その他の諸料金 (円)

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

a. 有料道路使用料

b. 自動車航送船使用料

c. その他

(注) 深夜・早朝割増については「製品長 12m 以内」に限り計上する。

(4) 仮設材等（敷鉄板を除く）の積込み、取卸しに要する費用は下表による。

(表 1-24-6)

場 所	作 業	費 用 (円／t)	
		片 道	往 復
基 地	積込み	1,500	3,000
現 場	取卸し		
	積込み	1,500	
基 地	取卸し		

(5) 敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用は下表による。

(表 1-24-7)

場 所	作 業	費 用 (円/t)	
		片 道	往 復
基 地	積込み	750	1,500
仮 置 場	取卸し	750	

(注) 現場における取卸し、積込みに要する費用は、「敷鉄板設置撤去」歩掛に含まれているため、仮置きが必要になった場合のみ計上する。

(6) 建設機械の自走による運搬の中で、トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、共通仮設費の率の対象外のため、積上げによるものとする。

(7) 上記重建設機械分解組立運搬の適用建設機械以上の規格又は、質量が 20 t 以上、且つ適用建設機械に示されていない機械については、分解・組立費用と運搬車両台数は見積りにより決定し、運搬費は土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準別紙「質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運賃」で計上する。

1-25 重建設機械の分解・組立・運搬費

1 分解・組立適用範囲

本歩掛は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解、組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表とする。

(表 1-25-1 適用建設機械)

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装置付を含む) 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下
バックホウ系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型] 吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル [油圧ロープ式] 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 バイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 吊]
トラッククレーン系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊り能力 100 t 以上～550 t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ (二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径 2,000mm 以下 オールケーシング掘削機 [スキッド式] 掘削径 2,000mm 以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 (付属機器除く) 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

2 施工歩掛

(1) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

(表 1-25-2 クレーンの規格選定)

機 械 区 分		規 格	分解組立用クレーン	
			名 称	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表 1－25－ 1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（2014 年規制）	25 t 吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（2011 年規制）	25t 吊
		44t 級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（2014 年規制）	25t 吊
		質量 120t 以下		60t 吊
	サンドパイル打機 紛体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレン 打機	質量 60t 以下		
		質量 120t 以下		
		質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6m3 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（2014 年規制）	25 t 吊
		80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0m3 以下含む)		
		150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0m3 以下含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 3 次基準値）	60 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 1－25－ 1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（2014 年規制）	70 t 吊
		200t 吊以上 360t 以下	リフター 〔せり上げ能力〕	50t
		550t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（2014 年規制）	60 t 吊
		質量 100 t 以下		
		質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 (スキッド式)		表 1－25－ 1 参照 本体工事でクローラクレーン〔油 圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎 工事用・排出ガス対策型（2014 年規制）〕70～90 t 吊を使用する 場合	クローラクレーン 油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 基礎工事用 排出ガス対策型（2014 年規制）	70～90t 吊
オールケーシング掘削機 (スキッド式)		表 1－25－ 1 参照 本体工事でクローラクレーン〔油 圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎 工事用・排出ガス対策型（2014 年規制）〕100 t 吊を使用する場 合	クローラクレーン 油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 基礎工事用 排出ガス対策型（2014 年規制）	100 t 吊

注 1) ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。

なお、リフター(せり上げ能力 50t)の供用 1 日あたり賃料は、224,000 円を標準とする。

(オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費を含まない。)

注 2) 現道上及び高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。

注 3) 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

(2) 歩 掛

分解組立 1 台 1 回当り歩掛は、次表とする。

(表 1-25-3 歩 掛)

機 械 区 分		規 格 区 分	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解＋組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解＋組立)	運搬費 等 率 (%)	諸雑 費率 (%)
ブルドーザ		21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
		44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系		山積 1.4m ³ 以下 (油圧クラムシェル・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む)	2.7	1.4	250	24
		山積 2.1m ³ 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系		35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6m ³ を含む)	3.0	0.8	444	22
		80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0m ³ 以下含む)	5.5	1.5	434	21
		150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0m ³ 以下含む)	11.3	3.1	315	15
		300 t 吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系		120 t 吊以下	4.3	1.5	394	75
		160 t 吊以下	5.7	1.9	409	78
		360 t 吊以下	11.7	4.0	399	75
		550 t 吊以下	20.9	7.1	401	76
		200t吊以上360t吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83
		550t吊以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機		60t 以下	8.6	2.1	163	2
		100t 以下	15.5	3.7	164	2
		150t 以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕		－	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチスジブ [®] 型・基礎工事 用・排出ガス対策型 (2014 年規制) 〕 70～90 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4
		本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチスジブ [®] 型・基礎工事 用・排出ガス対策型 (2014 年規制) 〕 100 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地 盤 改 良 機 械	中間混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	265	4
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
	サントパ [®] イル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイ ティッド バーチカル ドレーン打機	60t 以下	16.0	2.4	213	3
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械		－	5.4	2.0	582	8

注1) 分解・組立の合計であり、内訳は分解 50%、組立 50%である。

注2) 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。

注3) 運搬費等により下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。

① トラック及びビトレーラによる運搬費[往復] (誘導車、誘導員含む)

② 自走による本体の賃料・損料

③ 運搬中の本体賃料・損料

④ 分解・組立時の本体賃料

⑤ ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

注4) 諸雑費は、分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

① 分解・組立時の本体賃料

② ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

3 その他

・ 深層混合処理機 (二軸式 90kW×2) は、地盤改良機 (機械質量 180t 以下) を適用する。

・ 粉体噴射攪拌機 (単軸式 19.6kN・m×1) は、地盤改良機 (機械質量 60t 以下) を適用する。

・ 粉体噴射攪拌機 (二軸式 55kW×2) は、地盤改良機 (機械質量 120t 以下) を適用する。

・ 粉体噴射攪拌機 (二軸式 90kW×2) は、地盤改良機 (機械質量 120t 以下) を適用する。

第2 現場管理費

1-26 現場管理費の内容

現場管理費は工事原価の一部として位置づけられている費用であり、工事の施工において現場で必要となる労務管理、安全管理などのいわゆる工事監理を実施するのに必要な経費である。

1 労務管理費

現場労務者に係る次の費用

- (1) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用
- (4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (5) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

2 安全訓練等費

現場労務者の安全・衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用

3 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与等の費用。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬、運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

4 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

5 法定福利費

現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

6 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

7 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

8 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

9 動力用水光熱費

事務所及び宿舍等で使用される電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む）

10 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

11 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

12 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上さ

れた租税公課は除く。

13 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料を除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

14 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要な経費

15 工事登録等費

工事实績の登録等に要する費用

16 公共事業労務費調査に要する費用

17 雑費

1～16 までに属さない諸費

1-27 現場管理費の算定

現場管理費は工種区分に従い、(表 1-27-1)、(表 1-27-2) 及び (表 1-27-3) により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費＝対象金額×現場管理費率

対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋官貸額

(表 1-27-1 現場管理費率)

対象金額 適用区分 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ 場 整 備 工 事	43.14%	227.2	－0.1114	22.58%
農 用 地 造 成 工 事	32.15%	53.3	－0.0339	26.40%
水 路 ト ン ネ ル 工 事	34.52%	72.0	－0.0493	25.92%
水 路 工 事	45.55%	545.7	－0.1665	17.32%
排 水 路 工 事	32.47%	106.1	－0.0794	20.47%
管 水 路 工 事	29.27%	79.5	－0.0670	19.83%
畑 かん 施 設 工 事	34.53%	154.8	－0.1006	19.25%
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	－0.1028	20.63%
た め 池 工 事	42.81%	171.1	－0.0929	24.95%
その他土木工事（1）	40.09%	201.9	－0.1084	21.36%
その他土木工事（2）	36.71%	99.7	－0.0670	24.87%

(表 1-27-2)

対象金額 適用区分 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河 川 工 事	44.05%	1,118.2	－0.2052	15.91%
海 岸 工 事	28.11%	100.3	－0.0807	18.84%
道 路 改 良 工 事	34.09%	76.4	－0.0512	26.44%
舗 装 工 事	40.83%	598.0	－0.1703	17.54%
管 更 生 工 事	35.56%	178.6	－0.1024	21.39%

(表 1-27-3)

対象金額 適用区分 工種区分	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フ ィ ル ダ ム 工 事	34.59%	154.9	－0.0768	27.87%
コンクリートダム工事	31.19%	35.0	－0.0059	30.68%

算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y：現場管理費率（％） X：対象金額（単位：円）

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

1-28 現場管理費率の補正

- 1 施工地域を考慮した現場管理費率の補正については、(表 1-28-1) の適用条件に該当する場合、(表 1-27-1)、(表 1-27-2) 及び(表 1-27-3) の現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。ただし、コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。
- 2 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、(表 1-28-1) に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

(表 1-28-1 現場管理費率の補正值)

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	舗装工事 2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上 の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)		
市街地 (DID 補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事 以外の工種	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上 の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事 以外の工種	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.1	3
市街地 (DID 補正) (1)-2	舗装工事 以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
中山間地域	全ての工種	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注 1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (D I D 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

注 2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照すること。[表 1-28-5、表 1-28-6 参照]

注 3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

第3 一般管理費等

1-29 一般管理費等

積算基準では一般管理費と付加利益をあわせて一般管理費等として位置づけている。

一般管理費は、工事の施工にあたり、企業の経営、管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用で、次に掲げるものとする。

1-30 一般管理費の内容

1 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）

2 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

3 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

4 法定福利費

本店及び支店の従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

5 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

6 修繕維持費

建物、機械装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

7 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

8 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

9 動力用水光熱費

電力、水道、ガス等の費用

10 調査研究費

技術研究、開発等の費用

11 広告宣伝費

広告、宣伝、公告に要する費用

12 交際費

本店及び支店等における来客等の応対に要する費用

13 寄付金

14 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

- 15 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
- 16 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- 17 開発費償却
新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 18 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税、道路占用料その他の公課
- 19 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- 20 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- 21 雑費
電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

1－31 付加利益の内容

工事の施工に当たる企業が、その経営を継続していくための費用で、次に掲げるものとする。

- 1 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- 2 株主配当金
- 3 役員賞与（損金算入分を除く）
- 4 内部留保金
- 5 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

1－32 一般管理費等の算定

一般管理費の算定は、（表 1－32－1）により求めた一般管理費等率で次式により算定する。

一般管理費等＝工事原価（純工事費＋現場管理費）×一般管理費等率

（表 1－32－1 一般管理費等率）

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	23.57%	$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$	9.74%

注 1) X_p ＝工事原価（単位：円）

注 2) Y_p の算出に当たっては、少数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。（単位：％）

1－33 一般管理費等率の補正

- 1 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が 35% 以下の場合の一般管理費等率は、表 1－33－1 で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表 1－32－1 により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。

(表 1-33-1 前払金支出割合による補正 (一般管理費等率))

前払金支出 割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正区分	1.05	1.04	1.03	1.01

表 1-32-1 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に表 1-33-2 の補正値を加えて得た率とする。

(表 1-33-2 契約保証に係る補正)

保証の方法	補正値 (%)
発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。	0.04

注 1) 契約保証に必要な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。

1-34 支給品等の取扱い

資材等の支給及び官貸をするときは、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

1-35 支給品費及び官貸額の内容及び算定

1 支給品費

- (1) 支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。
- (2) 支給品には支給電力を含むものとする。

2 官貸額

官貸額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で次式により算定する。

官貸額 = (無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料)

— (無償で貸与する機械等の機械損料)

なお、上記の各機械損料は、第 2 節第 3 機械経費に基づき算定する。

第4 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の留意事項

1-36 産業廃棄物処分費等の補正の取扱いについて

「処分費等」とは、次のものとする。

- 産業廃棄物等を最終処分場での埋立て処分費、再生資源化施設での受入費、産業廃棄物処分業者による運搬費等（産業廃棄物処分業者の経費を含む。）
- 建設発生土等を有料処分地で処分する場合の費用
□の範囲内が処分費等の対象を示す。

（表 1-35-1 処分費等の対象となるもの（例））

	直接工事費計上項目		
	積込費	運搬費	処分費
積込：施工業者等 運搬：施工業者等 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：施工業者等 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：産廃（有料）処分業者 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）

3 有料道路利用料

処分費等を含む工事の積算は、下表のとおりとする。

（表 1-35-2）

区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の 3%以下でかつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の 3%を超える場合、又は処分費等が 3 千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の 3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は 3 千万円を上限とする。

注 1）表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。（準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。）

注 2）これにより難しい場合は、別途考慮する。

○計算例 1（処分費等：共通仮設費対象金額の 3%を超え、3 千万円を超える）※浚渫工事等を想定

共通仮設費対象金額：600,000,000 円

処分費：400,000,000 円

率計算対象：18,000,000 円 [共通仮設費対象金額×3%]（上限 30,000,000 円）

率計算対象外：382,000,000 円 [処分費－率計算対象]（積上げ計上）

○計算例 2（処分費等：共通仮設費対象金額の 3%を超え、3 千万円以下）

共通仮設費対象金額：70,000,000 円

処分費：5,000,000 円

率計算対象：2,100,000 円 [共通仮設費対象金額×3%]（上限 30,000,000 円）

率計算対象外：2,900,000 円 [処分費－率対象金額]（積上げ計上）

1－37 各間接工事費等の対象額区分について

対象額の区分は下表のとおりとする。

(表 1－36－1 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象金額)

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	備 考
項目	対象額	対象額	直接工事費＋共通仮設費＋ 支給品費＋官貸額＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＝工事原価	
	対象額	対象額	対象額	対象額	
桁等購入費		×	○	○	
処分費等		別途「1－35 産業廃棄物処分費等の補正の取扱いについて」参照			
支給 品費 等	桁等購入費	×	○	×	
	一般材料費	○	○	×	
	別途製作の製作費	×	×	×	
	電力	○	○	×	
官貸額		○	○	×	
現場発生品		×	×	×	

注 1) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャスト P C 桁、プレキャスト P C 床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブル購入費をいう。

注 2) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

第 2 章

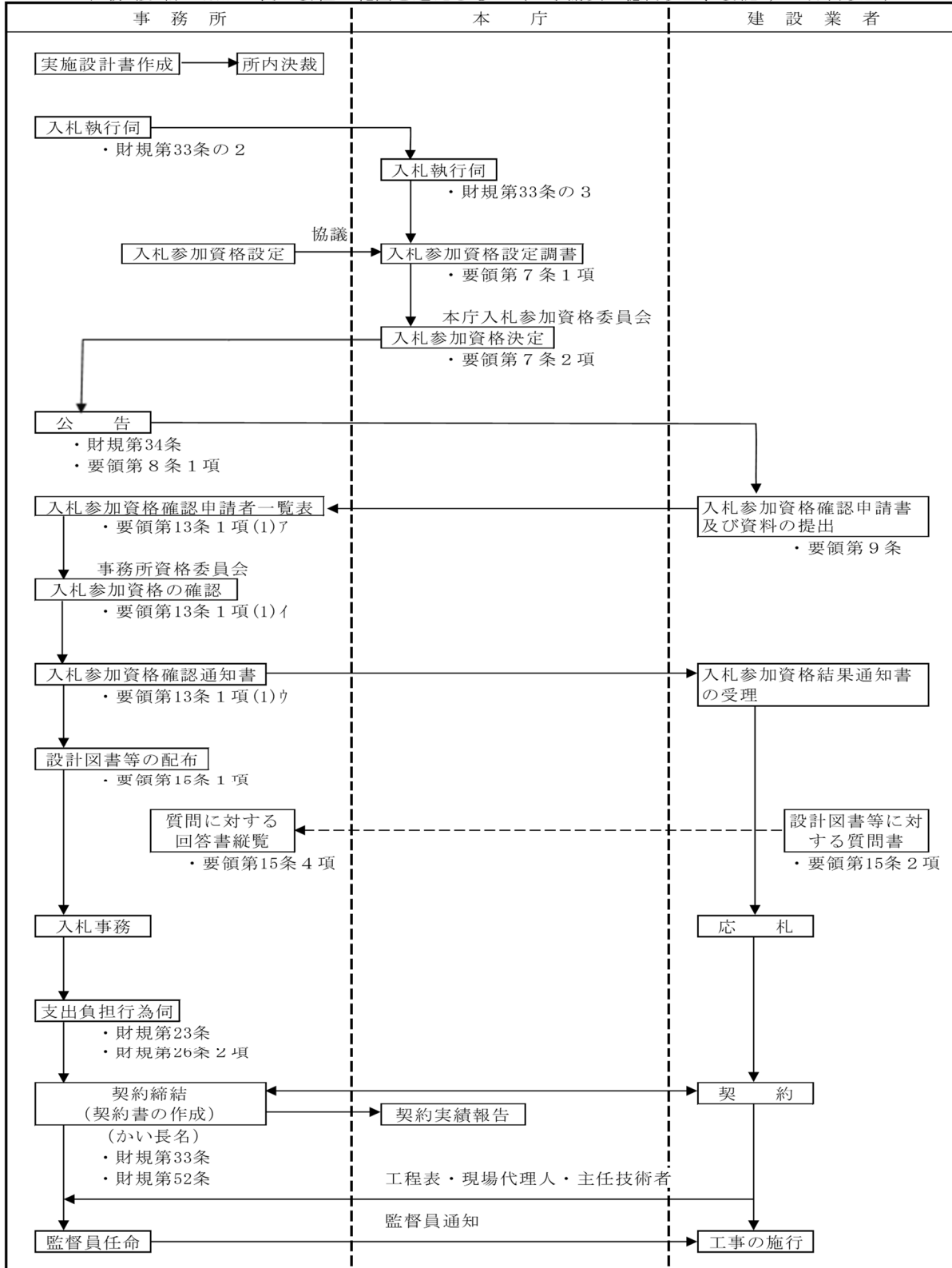
設計図書作成に関する基準

設計図書作成に関する基準

第1節 設計（実施）伺

2-1 設計から実施までの流れ

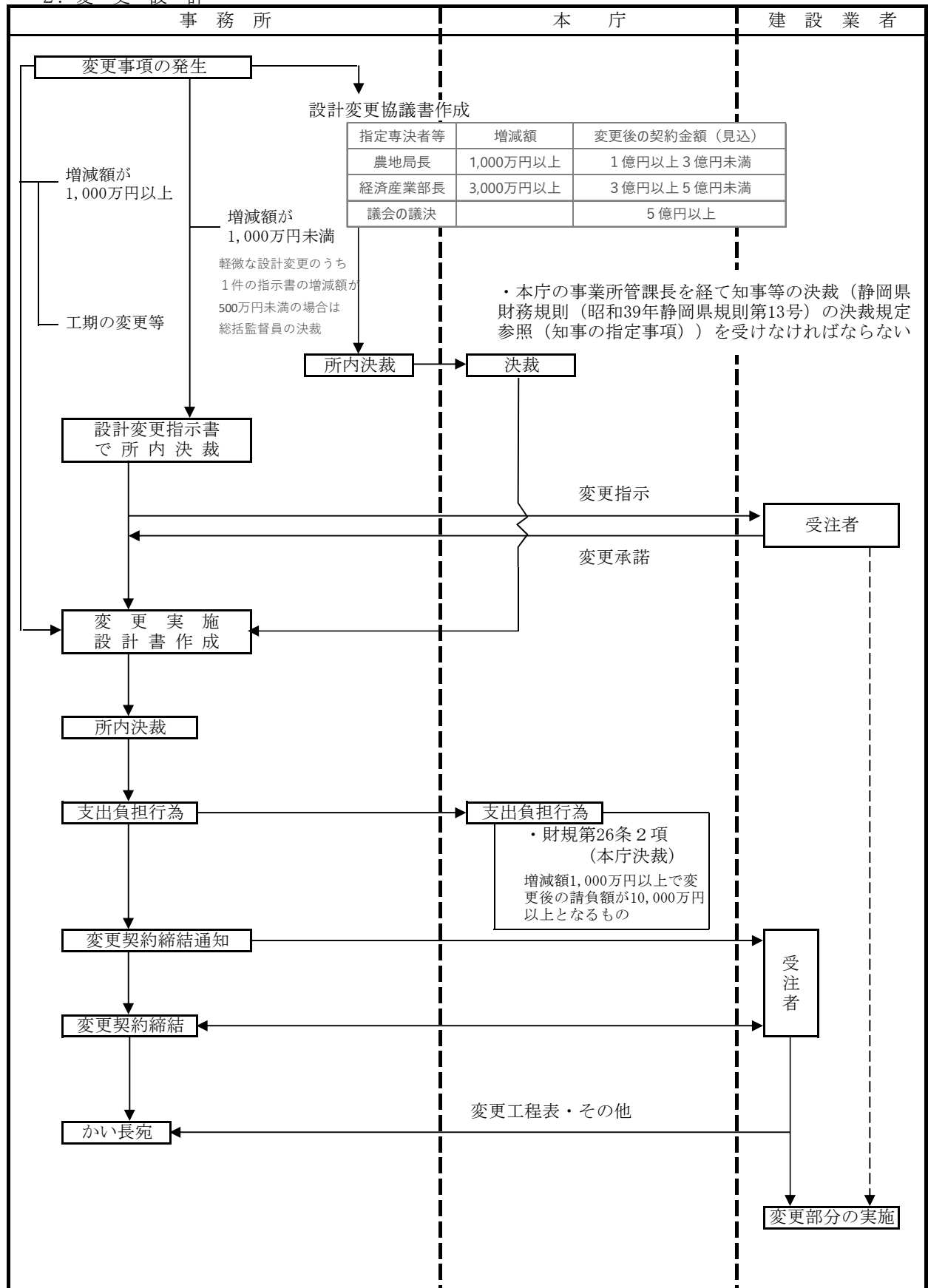
1 当初設計 ※かい長の委任の範囲を超えるもの（工事請負1億円以上、委託2,000万円以上）



財規：財務規則

要領：静岡県制限付き一般競争入札実施要領

2. 変 更 設 計



第2節 設計図書

2-2 設計図書等

設計図書等は、2-4 工事設計書作成要領（農地）に基づき作成する。工事概要表については、別紙①例1～例5を参考に作成すること。

2-3 設計変更

設計変更事務処理要領及びその運用規準（最終改定 令和7年7月2日付 建経業第85号）の定めに従い、適切に契約変更を行うこと。

本庁事業担当課長に協議を必要とする場合の変更協議は、設計変更協議書（別紙様式第3号）により決裁を受けるものとし、軽微な変更指示は設計変更指示書（静岡県建設工事監督要領様式-1）により決裁を受けるものとする。

2-4 工事設計書作成要領（農地）

（令和6年4月11日付 建経技第45号）

1 目的

この要領は、農業農村整備事業及び森林整備保全事業に係わる建設工事発注に伴う当初実施設計書、変更実施設計書、縦覧用の設計書（以下「縦覧用設計書」という。）及び、契約用の設計書（以下「契約用設計書」という。）の作成方法について必要な事項を定める。

（当初実施設計書）

2 当初実施設計書の様式

（1）当初実施設計書は、表2-2-1の「設計図書等の様式一覧」に記載された様式により構成する。

（変更実施設計書）

3 変更実施設計書の様式

（1）変更実施設計書は、表2-2-1の「設計図書等の様式一覧」に記載された様式により構成する。

（2）工事費内訳表、明細表、単価表等については、変更前を上段に（ ）書きとする。

（3）変更のない明細表、単価表は省略しても良いが、必ずその旨明記しておくこと。

（縦覧用設計書、契約用設計書）

4-1 縦覧用設計書、契約用設計書の内容の確認

主管課長等は、縦覧用設計書、契約用設計書の内容が実施設計書の記載内容と相違していないことを確認しなければならない。

4-2 縦覧用設計書、契約用設計書の様式

（1）縦覧用設計書及び契約用設計書は、表2-2-1の「設計図書等の様式一覧」に記載された様式により構成する。

（2）実施設計書より金額を全て抹消した設計書（SMILESより出力した金抜設計書）を用いる。

（3）工事費内訳表と明細表の工事数量には、引渡しを受ける出来型及び指定仮設の数量を示す。ただし、数量表示することによって受注者の任意性を阻害するおそれのあるもの及び足場、型枠等の任意仮設については、1式表示又は出来型数量として要求しない旨を明示すること。

（4）工事費内訳表、施工単価表・明細表・単価表等の記載数量のうち、単位が「人」又は「時間」「日」等の労務及び機械経費に係わる数量は全て抹消することを原則とする。また、機械機種、規格等表示することによって、受注者の任意性を阻害するおそれのあるものについては、当該表示を抹消又は指定事項でないことを明示すること。

（5）図面は、出来型として要求する構造物の全ての数量を十分に確認できる内容とする。

4-3 変更契約時の契約用設計書

変更契約に使用する設計書は、変更後の工事内容のみを記載し、変更前後の対照を行わない。

5 その他

様式一覧以外に必要なものは添付できる。

(表 2-2-1 設計図書等の様式一覧)

項目		当初実施 設計書	変更実施 設計書	縦覧用 設計書	契約用 設計書	出来型 設計書
1	設計書の伺い	SP	○	○	—	—
2	実績報告書（農地のみ）	—	—	—	—	○
3	実施設計書鏡（表紙）	SM	○	○	○	○
4	位置図	GIS	○	△	○	○
5	工事概要表（農地のみ）	—	○	○	○	○
6	変更理由書	SM or —	—	○	—	—
7	変更指示書（写）	—	—	○	—	—
8	変更対照表	SM	—	○	—	—
9	請負費構成表	SM	○	○	○	○
10	工事費内訳表	SM	○	○	○	○
11	施工単価表 明細表（M明細） 単価表（T単価）	SM	○	○	○	○
12	数量計算一覧表	SM	△	△	—	△
13	労務費補正表	SM	△	△	—	△
14	機械損料補正表	SM	△	△	—	△
15	コメント表	SM	△	△	—	△
16	施工条件一覧表	SM	△	△	—	△
17	労務集計表	SM	△	△	—	△
18	資材集計表	SM	△	△	—	△
19	機械損料集計表	SM	△	△	—	△
20	入力単価一覧表	SM	△	△	—	△
21	計算式	SM	○	○	—	○
22	施工パッケージ区分一覧表 （農地のみ平成 28 年 10 月より）	SM	○	○	○	○
23	共通仕様書（省略仕様書）	SM or —	○	○※	○	○
24	特記（特別）仕様書	SM or —	○	○※	○	○
25	積算基準の「見積参考資料」	SM	△	—	△	—
26	景観配慮チェックシート	SM	○	—	—	—
27	施工条件明示事項	—	○	○※	○	○
28	図面	—	○	○	○	○

★ 帳票を作成するシステムを次のとおり記号で区分している。

SP … 執行管理システムからの帳票
 SM … 設計積算システムからの帳票
 GIS … 地理情報システムからの帳票
 — … その他

★ △は必要に応じて添付する。

★ 工事別工事のある工事設計書（農地のみ）は、表中の着色部を各工事を 1 セットと扱う。

★ 特記（特別）仕様書、施工条件明示事項で変更がない場合については、省略する旨を記載した紙面を添付すること。

★ 施工条件明示事項については、特記（特別）仕様書に全ての条件明示がされている場合は、省略できるものとする。

別紙① 例 1

工 事 概 要 表				地 区 名			
工 事 概 要	工 事 名						
	工 事 量						
	施 工 場 所						
	工 期	完成期限	令和	年	月	日	
標 準 断 面 図							
設 計 諸 元	代表工種	水路工		各工種	規格	数量	
	路線名	〇〇号排水路					
	排水路幅	No. 〇～No. 〇〇 〇〇m					
	計画高水位	No. 〇～No. 〇〇 〇〇m					
	計画降雨量	〇〇mm/hr	1/〇年発生確率				
	排水計画	〇時間雨量〇時間 排除					
	計画排水量	No. 〇～No. 〇〇 〇. 〇m ³ /s					
	ライニング	1/〇年ライニング					
	余裕高	〇. 〇m					
	水路勾配	1/〇〇					
摘 要	地質調査：ボーリング調査 〇〇ヵ所 〇〇m 孔径φ〇〇 主たる土質：粘性土 関連機関：〇〇 協議内容：〇〇 占用内容：〇〇 隣接する主な施設：〇〇						

※設計諸元内容は必要に応じて該当ヵ所を記載する

別紙① 例 2

工 事 概 要 表				地 区 名		
工 事 概 要	工 事 名					
	工 事 量					
	施 工 場 所					
	工 期	完成期限	令和	年	月	日
標 準 断 面 図						
設 計 諸 元	代表工種	農道工		各工種	規格	数量
	路線名	〇ー〇道路				
	延長	〇〇m				
	交通区分	〇				
	幅員	〇m				
	設計C B R	〇				
	表層	〇 c m	〇〇アスコン〇再生材			
	上層	〇 c m	R C 4 0			
	下層	〇 c m	R C 4 0			
	路床等					
摘 要	地質調査：ボーリング調査 〇〇ヵ所 〇〇m 孔径φ〇〇 C B R 試験 〇〇ヵ所 主たる土質：粘性土 関連機関：〇〇 協議内容：〇〇 占用内容：〇〇 隣接する主な施設：〇〇					

※設計諸元内容は必要に応じて該当ヵ所を記載する

別紙① 例 3

工 事 概 要 表				地 区 名		
工 事 概 要	工 事 名					
	工 事 量					
	施 工 場 所					
	工 期	完成期限	令和	年	月	日
標 準 断 面 図						
設 計 諸 元	工種	ほ場整備		各工種	規格	数量
	工区	〇ー〇工区				
	面積	〇〇ha				
	ほ区	〇〇m×〇〇m				
	耕区	〇〇m×〇〇m				
	幹道幅員	〇m	〇〇アスコン〇再生材			
	支道幅員	〇m	〇〇アスコン〇再生材			
	計画用水量	〇〇m3/day				
	計画排水量	〇〇m2/s				
摘 要	地質調査：ボーリング調査 〇〇ヵ所 〇〇m 孔径φ〇〇 主たる土質：〇〇土 関連機関：〇〇 協議内容：〇〇 占用内容：〇〇 隣接する主な施設：〇〇					

※設計諸元内容は必要に応じて該当ヵ所を記載する

別紙① 例 4

工 事 概 要 表				地 区 名		
工 事 概 要	工 事 名					
	工 事 量					
	施 工 場 所					
	工 期	完成期限	令和	年	月	日
標 準 断 面 図						
設 計 諸 元	代表工種	畑かん施設		各工種	規格	数量
	工区	〇〇工区		管種		
	受益面積	〇〇ha		舗装復旧	AS舗装	〇m ²
	管延長	〇〇m			C o 舗装	〇m ²
	埋設深	〇m～〇m				
	平均管径	〇mm				
	付帯構造物					
摘 要	主たる土質：〇〇土 関連機関：〇〇 協議内容：〇〇 占用内容：〇〇 隣接する主な施設：〇〇					

※設計諸元内容は必要に応じて該当ヵ所を記載する

別紙① 例5

工 事 概 要 表				地 区 名		
工 事 概 要	工 事 名					
	工 事 量					
	施 工 場 所					
	工 期	完成期限	令和	年	月	日
標 準 断 面 図						
設 計 要 素	代表工種	地すべり対策工	抑制工・抑止工	各工種	規格	数量
	地すべり指定 区域名			地表水排除工	水路工 (規格を記入)	
	地すべりア ^ス ロック面 積	〇〇ha		地下水排除工	水抜きボーリング 工 (規格を記入)	
	安全率 (抑制工)	(現況) $F_s =$	(計画) $F_s =$	地下水排除工	集水井工 (規格を記入)	
	安全率 (抑止工)	(現況) $F_s =$	(計画) $F_s =$	杭工	(杭種・規格を 記入)	
	地すべり地塊の厚さ	$H = \text{〇〇 (m)}$		アンカー工	設計アンカー力 $P = \text{〇〇 (kN/m}^2\text{)}$	
	強度定数	$C = \text{〇〇 (kN/m}^2\text{)}$	$\phi = \text{〇〇 (}^\circ\text{)}$	その他		
	間隙水圧	(現況) $u = \text{〇〇 (kN/m}^2\text{)}$	(計画) $u = \text{〇〇 (kN/m}^2\text{)}$			
	摘 要	地質調査：ボーリング調査 〇〇カ所 〇〇m 孔径ϕ〇〇 主たる土質：〇〇土 関連機関：〇〇 協議内容：〇〇 隣接する主な施設：〇〇				

設 計 変 更 協 議 書																		
決 裁	経済産業 部 長	農林水産 戦略監	農 地 局 長	農地整備課 課長 課長代理 班長	事 務 所	所長 部長 課長												
	担当者 氏名					担当者 氏名												
工 事 名				契 約 額														
工事箇所				着手 完成 年月日		着手 完成												
受 注 者				協議年月日		令和 年 月 日												
<table><tr><td>工種又は 路 線 名</td><td>名 称</td><td>測点又は 延 長</td><td>増減数量</td><td>増 減 額</td><td>変 更 理 由</td></tr><tr><td colspan="6"></td></tr></table>							工種又は 路 線 名	名 称	測点又は 延 長	増減数量	増 減 額	変 更 理 由						
工種又は 路 線 名	名 称	測点又は 延 長	増減数量	増 減 額	変 更 理 由													
必要に応じて略図又は図面を添付する。																		

2-5 数量計算方法

1 数量の単位

全て計量法によるものとする。

2 長さの計算

数学公式によるほか、図面よりスケールアップ又はCADにより算出する。

なお、スケールアップの場合は、2回以上の測定値の平均とする。

3 面積の計算

(1) 数学公式によるほか、三斜誘致法、平均面積法、プランメーター又はCADにより算出する。

(2) プランメーターを使用する場合は、3回以上測定したもののうち、正確と思われるもの3回の平均値とする。

(3) 線的な工事の面積算出における距離は、水平距離を基本とする。

(4) 上記によることを原則とするが、CADソフトによる算出結果について、適宜結果の確認をした上で適用できるものとする。

4 体積の計算

(1) 数学公式によるほか、平均断面法及び平均距離法により算出する。

(2) 線的な工事は平均距離法を標準とする。

(3) 上記によることを原則とするが、CADソフト(3Dを含む)等による算出結果について、適宜結果の確認をした上で適用できるものとする。

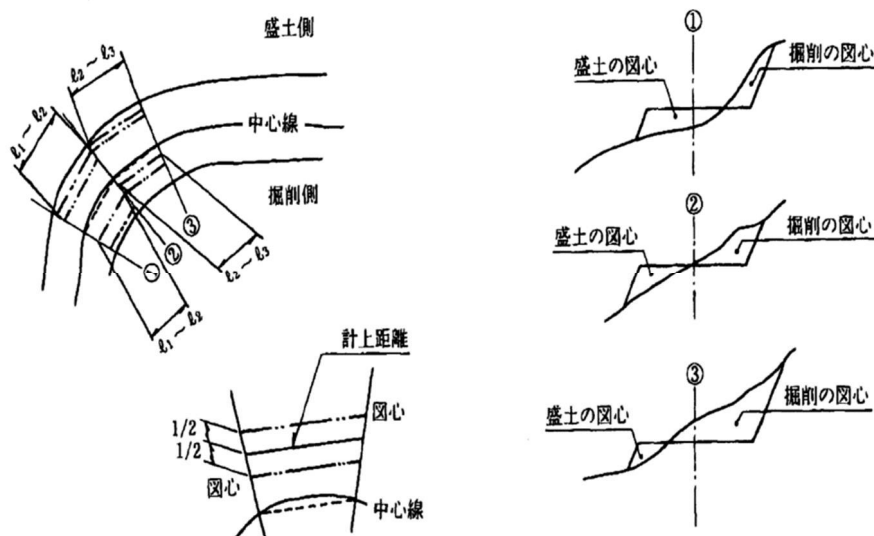
5 土工数量

曲線半径が小さく($R < 50\text{ m}$)、設計中心線上の距離により体積を算出することが適当でない場合は、計算断面の図心位置での距離を用い、所定の体積を算出してよい。(図2-8-1参照)

6 構造物の計算に用いる角度

計算に用いる角度は、管水路等線の工事の延長は「秒」とし、構造物の計算に用いる角度は「分」まで、円周率、法長、乗率、三角関数及び弧度は四捨五入して少数第3位とする。

7 分数は、約分せず分子分母にその値を求めた後に除法を行うものとし、四捨五入により位止めとするものとする。



(図2-5-1)

2-6 数量計算の単位及び数値

数量計算に用いる単位及び数値は、表2-6-1とし、数値以下の数値は、有効数値1位（有効数値2位を四捨五入）を数値とするものとする。

（表2-6-1 数量計算に用いる単位及び数値）

項 目	種 別	単位	数 位	摘 要
土工量	距離	m	小数位以下 1 位止	2 位四捨五入
	高	m	〃 1 〃	2 〃
	幅	m	〃 1 〃	2 〃
	断面積	m ²	〃 1 〃	2 〃
	平均断面積	m ²	〃 2 〃	3 〃
	土量	m ³	〃 1 〃	2 〃
法面積	距離	m	小数位以下 1 位止	2 位四捨五入
	法長	m	〃 1 〃	2 〃
	平均法長	m	〃 2 〃	3 〃
	面積	m ²	〃 1 〃	2 〃
コンクリートブロック (石)積(張) 面積	距離	m	小数位以下 1 位止	2 位四捨五入
	法長	m	〃 1 〃	2 〃
	平均法長	m	〃 2 〃	3 〃
	面積	m ²	〃 1 〃	2 〃
コンクリート アスファルト体積	幅	m	小数位以下 2 位止	3 位四捨五入
	高	m	〃 2 〃	3 〃
	長	m	〃 2 〃	3 〃
	体積	m ³	〃 1 〃	2 〃
型枠面積	幅	m	小数位以下 2 位止	3 位四捨五入
	高	m	〃 2 〃	3 〃
	長	m	〃 2 〃	3 〃
	体積	m ³	〃 1 〃	2 〃
鉄筋質量	φ 径	mm	整数	
	単位	kg/m	小数位以下 3 位止 有効数字 3 桁	1 本当たり質量は小数 2 位止 四捨五入
	質量	kg	整数位止	1 位四捨五入
足場・支保	幅	m	小数位以下 1 位止	2 位四捨五入
	高	m	〃 1 〃	2 〃
	距離	m	〃 1 〃	2 〃
	面積	掛 m ²	整数位止	1 〃
	体積	空 m ³	整数位止	1 〃
粗朶沈床等面積	幅	m	小数位以下 1 位止	2 位四捨五入
	長	m	〃 1 〃	2 〃
	面積	m ²	〃 1 〃	2 〃
舗装面積	幅	m	小数位以下 2 位止	3 位四捨五入
	距離	m	〃 1 〃	2 〃
	面積	m ²	〃 1 〃	2 〃
区画線	幅	m	小数位以下 2 位止	3 位四捨五入
	延長	m	〃 1 〃	2 〃
トンネル断面積	幅	m	小数位以下 2 位止	3 位四捨五入
	高	m	〃 2 〃	3 〃
	長	m	〃 2 〃	3 〃
	断面積	m ²	〃 2 〃	3 〃

項 目	種 別	単位	数 位	摘 要
鋼材質量	幅	m	小数位以下 3 位止	4 位四捨五入
	高	m	〃 3 〃	4 〃
	長	m	〃 3 〃	4 〃
	質量	kg	整数位止	但し鉄筋はcm止め(四捨五入)とする 1 位四捨五入
ボルト質量	単位質量	g/本	整数位止	1 位四捨五入
	本数	本	整数	
	質量	kg	整数位止	1 位四捨五入
塗布面積	幅	m	小数位以下 3 位止	4 位四捨五入
	高	m	〃 3 〃	4 〃
	長	m	〃 3 〃	4 〃
	面積	m ²	〃 1 〃	2 〃

2-7 設計書明細数量の単位及び数値

設計書（積算書）明細書計上数量は、数量計算で求めた数量を、（表2-7-1）に示す数値に四捨五入した数値とする。

（表2-7-1 明細数量の単位及び数量計上の数値）

工 種	種 別	細 別	単位	明細書計上数値
土工	掘削工	土砂掘削、軟岩掘削、硬岩掘削	m ³	100 m ³ 単位とする
	盛土工	流用土盛土、発生土盛土、採取土盛土、購入土盛土	m ³	100 m ³ 未満単位止
	路体盛土工	流用土路体、発生土路体、採取土路体、購入土路体	m ³	ただし、1,000 m ³ 未満及び岩は10 m ³ 単位とする
	路床盛土工	流用土路床、発生土路床、採取土路床、購入土路床	m ³	
	整形仕上げ工	法面整形(掘削部)、法面整形(盛土部)	m ²	10 m ² 単位とする 100 m ² 未満 単位止
	作業残土処理工	作業残土処理	m ³	100 m ³ 単位とする
	作業土工	床掘、埋戻	m ³	100 m ³ 未満 単位止 ただし、1,000 m ³ 未満及び岩は10 m ³ 単位とする
共通工	植生工	種子散布、客土吹付、植生基材吹付、植生マット、植生シート、繊維ネット、筋芝、芝付、人工芝付	m ²	10 m ² 単位とする 100 m ² 未満 単位止
	法面吹付工	モルタル吹付、コンクリート吹付	m ²	10 m ² 単位とする 100 m ² 未満 単位止
	法枠工	現場打法枠、吹付枠、プレキャスト法枠	m ²	
	法面工	アンカー	本	単位止
		受圧版	枚	単位止
		柵工	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
	かご工	じゃかご、ふとんかご	m	単位止
	石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック基礎、石積基礎	m	単位止
		各種石・ブロック積(張)	m ²	単位止
		裏込材、天端コンクリート	m ²	単位止
	現場打擁壁工	現場打小型擁壁	m	単位止
	プレキャスト擁壁工	プレキャストL型擁壁	m	単位止
	補強土壁工	補強土壁基礎	m	単位止
		補強土壁	m ²	単位止
	矢板工	コンクリート矢板	枚	単位止
	切断工	ガス切断	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
	付帯工	水抜きパイプ	箇所	単位止
		通気孔、ステップ	個	単位止
地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	m ²	単位止
	表層安定処理	サンドマット	m ³	単位止 厚みを指定する場合はm ³ とする
		安定シート・ネット	m ²	単位止
	パーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、ペーパードレーン	本	単位止

工 種	種 別	細 別	単位	明細書計上数位
地盤改良工	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	本	単位止
	固結工	粉体噴射攪拌、高圧粉体噴射攪拌、セメントミルク攪拌、スラリー攪拌、消石灰パイル、薬液注入	本	単位止
		中層混合処理	m ³	10 m ³ 未満 小数点以下 1 位止 10 m ³ 以上 単位止
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し、	m ³	10 m ³ 未満 小数点以下 1 位止 10 m ³ 以上 単位止
		舗装版取壊し、吹付法面取壊し 石積み取壊し	m ²	10 m ² 未満 小数点以下 1 位止 10 m ² 以上 単位止
		殻運搬、殻運搬・処理	m ³	10 m ³ 未満 小数点以下 1 位止 10 m ³ 以上 単位止
コンクリート工	コンクリート工	基礎材	m ²	10 m ² 未満 小数点以下 1 位止 10 m ² 以上 単位止
		裏込碎石	m ³	単位止
		基礎コンクリート	m	単位止
		均しコンクリート、コンクリート、 小口止コンクリート、防水モルタル	m ³	10 m ³ 未満 小数点以下 1 位止 10 m ³ 以上 単位止
		鉄筋	t	1ton 未満 小数点以下 3 位止 1ton 以上 小数点以下 2 位止
		型枠	m ²	10 m ² 未満 小数点以下 1 位止 10 m ² 以上 単位止
		目地材、吸出し防止材、収縮目地	m ²	単位止
		止水板	m	小数点以下 1 位止
		ダウエルバー	本	単位止
基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭、 カットオフ、鋼管杭	本	単位止
	場所打杭工	場所打杭、	本	単位止
	準備・処理工	やぐら	回	単位止
		杭土処理	m ³	100 m ³ 単位とする 100 m ³ 未満 単位止
	水路工	鉄筋コンクリートU形、 鉄筋コンクリートフリューム、 鉄筋コンクリートベンチフリューム、鉄 筋コンクリート大型フリューム、 コルゲートフリューム、 鉄筋コンクリート柵渠、 プレキャストボックス、自由勾配側溝 鉄筋コンクリート側溝、L形側溝、	m	小数点以下 1 位止
排水路工	排水路工	分水槽、マンホール	箇所	単位止
		蓋、側溝蓋	枚	単位止
		アンダードレーン、サイドドレーン	m	小数点第 1 位止
		排水材設置工	m	小数点第 1 位止
		ウィーブホール、ドレーン流出弁	箇所	単位止
		土水路	m	単位止
河川構造物	覆土工	採取土覆土、購入土覆土	m ³	100 m ³ 単位とする 100 m ³ 未満単位止 ただし、1,000 m ³ 未満は 10 m ³ 単位とする

工 種	種 別	細 別	単位	明細書計上数位
河川構造物	海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック製作	個	単位止
	消波根固めブロック工	消波ブロック製作、 根固めブロック製作・据付	個	単位止
	捨石工	捨石	m ³	単位止
管水路工	管体基礎工	砂基礎、碎石基礎、 コンクリート基礎	m ³	10 m ³ 未満 小数点以下 1 位止 10 m ³ 以上 単位止
	管体工	硬質ポリ塩化ビニル管 強化プラスチック複合管、 ダクタイル鋳鉄管、炭素鋼鋼管、 鋼管、遠心力鉄筋コンクリート管	m	小数点以下 1 位止
		硬質ポリ塩化ビニル管継手材	個	単位止
		異形管、継輪	本	単位止
		弁類	基	単位止
道路工	舗装準備工	不陸整正	m ²	単位止
	舗装工	下層路盤、上層路盤、基層、 中間層、表層、敷砂利	m ²	10 m ² 未満 小数点以下 1 位止 10 m ² 以上 単位止
	区画線工	区画線、区画線消去	m	10m未満 小数点以下 1 位止 10m以上 単位止
付属施設	落石防止網工	落石防止網(金網+ロープ)	m ²	10 m ² 単位とする 100 m ² 未満 単位止
		落石防止網(アンカー)、 落石防止網(ポケット支柱)	箇所	単位止
	落石防止柵	落石防護柵(支柱・金網)	m	単位止
		落石防護柵(ステーロープ)	本	単位止
	安全施設工	ガードレール、ガードケーブル、 ガードパイプ、横断・転落防止柵、 ネットフェンス	m	10m未満 小数点以下 1 位止 10m以上 単位止
		フェンス扉	組	単位止
	標識工	路側標識	基	単位止
		標識板	枚	単位止
	縁石工	アスファルトカーブ、境界ブロック	m	10m未満 小数点以下 1 位止 10m以上 単位止
	境界工	境界杭	本	単位止
	付属物工	視線誘導標	本	単位止
	埋設物表示工	埋設表示テープ	m	単位止
橋梁工	橋梁工	桁架設	本	単位止
		横組	m ³	10 m ³ 未満 小数点以下 1 位止 10 m ³ 以上 単位止
		横締めケーブル、簡易ゴム支承、 場所打地覆	m	小数点 1 位止
		横締め緊張、落橋防止装置	箇所	単位止
		ゴム支承、大型ゴム支承	個	単位止
		調整コンクリート舗装	m ²	10 m ² 未満 小数点以下 1 位止 10 m ² 以上 単位止
	橋梁仮設工	桁下足場、P C防護	m ²	単位止

工 種	種 別	細 別	単位	明細書計上数位
橋梁工	橋梁仮設工	側部足場	m	単位止
		登り栈橋	箇所	単位止
ほ場整備工	整地工	表土扱い、基盤造成・畦畔築立、雑物除去	ha	小数点 2 位止
		筆外運土	m ³	100 m ³ 未満 単位止 100 m ³ 以上 有効数字 3 桁 (最大 100 m ³ 単位止)
	進入路工	進入路	箇所	単位止
	用排水路工	呑口・吐口トランジション、柵、水甲、田面排水口	箇所	単位止
		吸水渠、暗渠排水、集水渠、捕水渠、自動埋設暗渠、用水取水管	m	10m未満 小数点以下 1 位止 10m以上 単位止
		弾丸暗渠	ha	小数点 2 位止
農用地造成工	盛土工	堤体盛土、盛土法面転圧	m ³	100 m ³ 単位とする 100 m ³ 未満単位止 ただし、1,000 m ³ 未満は 10 m ³ 単位とする
	用排水路工	集水渠、	m	10m未満 小数点以下 1 位止 10m以上 単位止
		集水路、急流工、引き込み管	m	小数点 1 位止
	造成工	表土扱い、基盤整地、耕起深耕、石礫除去、土壌改良材散布、有機資材散布、碎土、心土破碎、雑物除去	ha	小数点 2 位止
		基盤造成(土砂)、基盤造成(軟岩)	m ³	100 m ³ 未満 単位止 100 m ³ 以上 有効数字 3 桁 (最大 100 m ³ 単位止)
農用地造成工	畑面保全工	承水路	m	小数点 1 位止
		畑面植生	ha	小数点 2 位止
トンネル工	土工	トンネル掘削	m	小数点 1 位止
		ずり処理	m ³	100 m ³ 単位とする 100 m ³ 未満単位止 ただし、1,000 m ³ 未満及び岩は 10 m ³ 単位とする
トンネル工	コンクリート工	覆工コンクリート	m	小数点 1 位止
		鉄筋	t	1ton 未満 小数点以下 3 位止 1ton 以上 小数点以下 2 位止
		止水板	箇所	単位止
		裏込グラウト	m ³	10 m ³ 未満 小数点以下 1 位止
地すべり防止工	地すべり防止工	集水井、集水柵	基	単位止
		振止コンクリート、面壁工	箇所	単位止
		水抜きボーリング、山腹集排水路、	m	小数点 1 位止
		ボーリングマシン移設、やぐら	回	単位止
		抑止杭	本	単位止め
復旧工	復旧工	畦畔復旧	m	10m未満 小数点以下 1 位止
		表土掘削・埋戻	m ²	単位止

工 種	種 別	細 別	単位	明細書計上數位
コンクリート 補修工	ひび割れ補修工	ひび割れ表面処理、ひび割れ注入、 ひび割れ充填、	m	小数点以下 1 位止
	目地補修工	成型ゴム目地、充填目地	m	小数点以下 1 位止
	既設水路断面修復・ 表面被覆工	高圧洗浄工、断面修復工、表面被覆工	m ²	10 m ² 未満 小数点以下 1 位止 10 m ² 以上 単位止
仮設工	仮設工	足場	掛m ²	単位止
		支保	空m ³	単位止
		敷鉄板	m ²	単位止
		仮設鋼矢板、鋼矢板、鋼矢板引抜	枚	単位止
		仮設H鋼杭	本	単位止
		仮設タイロッド・腹起し、切梁・腹起し	t	小数点以下 2 位止
		横矢板	m ²	単位止
		たて込み簡易土留	m	単位止
		油圧式杭圧入引抜機据付・解体	回	単位止
		締切盛土、中詰盛土	m ³	100 m ³ 単位とする。 100 m ³ 未満単位止 ただし、1,000 m ³ 未満は 10 m ³ 単位とする。
		土のう	m ³	100 m ³ 未満 小数点以下 1 位止 100 m ³ 以上 単位止
		大型土のう	袋	単位止
		工事用道路	m	単位止
		工事用道路補修	路線	単位止
		仮設舗装	m ²	10 m ² 未満 小数点以下 1 位止 10 m ² 以上 単位止
		仮設区画線	m	10m未満 小数点以下 1 位止 10m以上 単位止
		仮橋上部	t	小数点以下 2 位止
		仮橋下部	橋	単位止
		仮橋高欄	m	10m未満 小数点以下 1 位止 10m以上 単位止
		仮橋覆工板	m ²	単位止
		仮橋コンクリート基礎	箇所	単位止
	排水処理工	排水ドレーン、土水路(仮設)	m	小数点以下 1 位止
		排水ポンプ	箇所	単位止
		ウェルポイント	本	単位止
		重建設機械分解・組立・輸送	台	単位止
	設備工	受電設備、配電設備 トンネル受電設備、トンネル配電設備 トンネル照明設備、トンネル送気設備 トンネル軌道設備、トンネル換気設備 トンネル給水設備、トンネル排水設備	式	単位止
		スライディングフォーム組立解体	基	単位止

工 種	種 別	細 別	単位	明細書計上数位
共通仮設費 (積上げ)	運搬費	仮設材輸送	t	小数点以下 2 位止
	準備費	木根等処分	m ³	単位止
			t	小数点以下 1 位止
		伐開・除根	ha	小数点以下 2 位止
	役務費	電力基本料金	式	単位止
	技術管理費	溶接試験、継目試験	箇所	単位止
		歩掛調査	式	単位止
		平板載荷試験、土質試験	回	単位止
		伐開・除根	ha	小数点以下 2 位止

注 1) この表にないものについては、類似するものを準用するものとする。

注 2) 単位の参考例

○小数点以下 1 位止 (小数点 2 位四捨五入)	1. 23 m ² →	1. 2 m ²
	4. 56 m ² →	4. 6 m ²
○単位止 (小数点 1 位四捨五入、 但し 1 に満たないものは切り上げ)	0. 4 m ² →	1 m ²
	1. 2 m ² →	1 m ²
	45. 6 m ² →	46 m ²
○有効数字 3 桁 (有効数字 4 桁四捨五入)	123. 4 m ² →	123 m ²
	2, 345. 6 m ³ →	2, 350 m ³
○最大 100 m ³ 単位止 (整数 2 位四捨五入)	12, 345. 6 m ³ →	12, 300 m ³
	123, 456. 7 m ³ →	123, 500 m ³

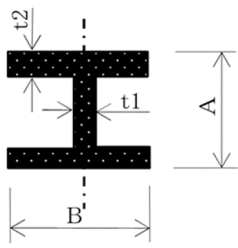
注 3) 数量計算は算式によるほか、図上計算または実物測定によることができる。この場合、原則として縮尺図又は実測略図を数量計算書に添付するものとする。

2-8 単位体積質量

数量計算に用いる土砂等の単位体積質量は（表2-8-1）を標準とする。

なお、試験等により当該資材の質量等が把握されている場合は、その値を用いることができる。

（表2-8-1 各種資材の単位体積質量(標準値)）

名称		規格	単 位	単位質量	備 考
土 砂		自然状態	t / m ³	1.80	
軟岩、岩塊・玉石		自然状態	t / m ³	2.20	
中硬岩、硬岩		自然状態	t / m ³	2.50	
コンクリート		無 筋	t / m ³	2.35	
		有 筋	t / m ³	2.50	
切込砂利			t / m ³	2.02	
クラッシュラン			t / m ³	2.04	
粒度調整碎石			t / m ³	2.10	
セメント			t / m ³	3.00	
ソイルセメント			t / m ³	2.10	
木材			t / m ³	0.80	
異形棒鋼(SD295A, SD345)	D10		kg/m	0.56	
	D13		kg/m	0.995	
	D16		kg/m	1.56	
	D19		kg/m	2.25	
	D22		kg/m	3.04	
	D25		kg/m	3.98	
	D29		kg/m	5.04	
	D32		kg/m	6.23	
	D35		kg/m	7.51	
	D38		kg/m	8.95	
	D41		kg/m	10.5	
	D51		kg/m	15.9	
丸鋼(SS400)	φ 13		kg/m	1.04	
	φ 16		kg/m	1.58	
	φ 25		kg/m	3.85	
	φ 32		kg/m	6.31	
H形鋼 (幅広)	100*100*6*8		kg/m	16.9	「規格」 A*B*t 1*t 2 
	125*125*6.5*9		kg/m	23.6	
	150*150*7*10		kg/m	31.1	
	175*175*7.5*11		kg/m	40.4	
	200*200*8*12		kg/m	49.9	
	250*250*9*14		kg/m	71.8	
	300*300*10*15		kg/m	93.0	
	350*350*12*19		kg/m	135.0	
	400*400*13*21		kg/m	172.0	
鋼矢板		I A型	kg/m	35.5	400(幅)*85(高)*8.0(厚)
		II型	kg/m	48.0	400*100*10.5
		III型	kg/m	60.0	400*125*13.0
		IV型	kg/m	76.1	400*170*15.5
		V L型	kg/m	105.0	500*200*24.3
		VI L型	kg/m	120.0	500*225*27.6
鋼矢板 (幅広鋼矢板)		II W型	kg/m	61.8	600*130*10.3
"		III W型	kg/m	81.6	600*180*13.4
"		IV W型	kg/m	106.0	600*210*18.0
(ハット型鋼矢板)		10H	kg/m	86.4	900*230*10.8
"		25H	kg/m	113.0	900*300*13.2

名称	規格	単 位	単位質量	備 考
鋼製山留材(H形鋼)	H-200	kg/m	55.0	
	H-250	kg/m	80.0	
	H-300	kg/m	100.0	
	H-350	kg/m	150.0	
	H-400	kg/m	200.0	
鋼 板	19(厚)*1,524(辺)*6,096(辺)	kg/枚	1,386	
	22*1,524*6,096	kg/枚	1,604	
	25*1,524*6,096	kg/枚	1,823	

(表 2-8-2 アスファルト混合物の締固め後密度(標準値))

混合物	施工区分	設 計 密 度 (kg/m ³)		
		車道及び路肩	歩 道	アスカープ
粗粒度アスファルト混合物		2,350	2,200	—
密粒度アスファルト混合物		2,350	2,200	—
細粒度アスファルト混合物		2,300	2,150	2,100
開粒度アスファルト混合物		1,940	—	—
瀝青安定処理路盤材		2,350	—	—
グースアスファルト混合物		2,350	—	—

(注) 密粒度アスファルト混合物及び細粒度アスファルト混合物には、それぞれギャップアスファルト混合物を含む。

(表 2-8-3 たて込み簡易土留機材の質量)

1セットの延長	掘 削 幅	掘 削 深	単 位	質 量
30m	3m未満	1.5m	t/セット	9.0
		2.0m	t/セット	12.0
		2.5m	t/セット	14.6
		3.0m	t/セット	18.4
		3.5m	t/セット	23.0
		4.0m	t/セット	32.7
		4.5m	t/セット	38.3
		5.0m	t/セット	46.5
		5.5m	t/セット	52.6
		6.0m	t/セット	58.5
30m	3m以上	3.0m	t/セット	23.4
		3.5m	t/セット	24.8
		4.0m	t/セット	34.6
		4.5m	t/セット	40.8
		5.0m	t/セット	47.8
		5.5m	t/セット	56.3
		6.0m	t/セット	62.2
1セットの延長	掘 削 幅	掘 削 深	単 位	質 量
15m	3m未満	1.5m	t/セット	4.6
		2.0m	t/セット	6.1
		2.5m	t/セット	7.4
		3.0m	t/セット	9.4
		3.5m	t/セット	11.7

2-9 数量計算における留意事項

1 控除不要数量

次に示す数量は、原則として所要構造物の積算数量より控除しなくてよいものとする。

- (1) 盛土中で現地盤線以上の断面積が1㎡未満の構造物。
- (2) 石積・ブロック積工の内径φ300mm以下の排水管及び内空断面積0.1㎡以下の暗渠。
- (3) コンクリート構造物内の鉄筋、土留材、支保材及びスペーサーブロック。
- (4) コンクリート構造物の面取り。
- (5) コンクリート構造物の伸縮目地の間隔及び止水板。
- (6) コンクリート構造物内のステップ等埋込み金具。
- (7) コンクリート構造物内の内径φ300mm以下の管類。但し、スラストブロック等で管等の空間比率が大きい場合は除く。
- (8) 基礎材（均しコン含む）中の径30cm以下の杭及び胴木
- (9) 材のボルト孔及びアンカー孔。
- (10) その他、記1)～8)に準じると判断されるもの。

2 加算不要数量

次に示す数量は、原則として所要構造物の積算数量に加算しないものとする。

- (1) 発注者が当該構造物の品質・形状等が不適当と認め解体・撤去を命じた構造物。
- (2) 型枠の余裕面積。
- (3) 積算歩掛等において考慮されているコンクリートまたは鉄筋等の材料損失量。
- (4) 鉄筋の組立・据付に要したタイクリップ等。
- (5) 管水路工事における管接合箇所の継手掘りに係る数量。
- (6) その他、上記1)～5)に準じると判断されるもの。

2-10 請負工事費の算定

設計書の金額における数値処理は、設計積算標準1-8による。

2-11 変更設計（契約）額算出について

1 変更設計（契約）額算出にかかる基本事項（工事）

(1) 当初契約額算出基本事項

当初工事価格（官側での積算額）

当初請負工事費（当初工事価格＋消費税額）

当初落札額

当初契約額（当初落札額＋消費税額）

(2) 変更契約額算出基本事項

変更工事価格（官側での積算額）

変更請負工事費（変更工事価格＋消費税額）

変更落札額

変更契約額（変更落札額＋消費税額）

(3) 落札率（少数位以下8位止 9位四捨五入）

落札率＝当初（変更）契約額／当初（変更）請負工事費

(4) 設計書工事価格（業務価格）の端数処理

当初積算、変更積算に関わらず、設計書工事価格（業務価格）の端数処理は万円止まりとし、1万円未満は切捨てる。

(5) 変更落札額の調整

変更落札額は1万円未満の調整額を差引くことができることとする。

2 変更契約額の計算

(1) 第1回変更契約額算出

$$\text{第1回変更落札額} = \frac{\text{当初契約額}}{\text{当初請負工事費}} \times \text{第1回変更工事価格}$$

$$\text{第1回変更契約額} = \text{第1回変更落札額} \times (1 + \text{消費税率})$$

(2) 第2回変更契約額算出

$$\text{第2回変更落札額} = \frac{\text{第1回契約額}}{\text{第1回請負工事費}} \times \text{第2回変更工事価格}$$

$$\text{第2回変更契約額} = \text{第2回変更落札額} \times (1 + \text{消費税率})$$

(3) 第3回変更契約額算出

$$\text{第3回変更落札額} = \frac{\text{第2回契約額}}{\text{第2回請負工事費}} \times \text{第3回変更工事価格}$$

$$\text{第3回変更契約額} = \text{第3回変更落札額} \times (1 + \text{消費税率})$$

3 変更契約額の計算例

(1) 第1回変更契約額算出

当初請負工事費 116,650,000 円

当初契約額 110,770,000 円

第1回変更工事価格 119,160,000 円

$$\begin{aligned} \text{第1回変更落札額} &= \frac{110,770,000}{116,650,000} \times 125,490,000 \\ &= 0.94959279 \times 125,490,000 = 119,160,000 \quad (\Delta 4,399) \\ &\quad 10,000\text{円未満の調整額を差し引くことができる} \end{aligned}$$

$$\text{第1回変更契約額} = 119,160,000 \times 1.1 = 131,076,000$$

※第1回変更契約額 131,076,000 円

(2) 第2回変更契約額算出

第1回変更請負工事費 135,530,000 円

第1回変更契約額 128,700,000 円

第2回変更工事価格 114,983,000 円

$$\begin{aligned} \text{第2回変更落札額} &= \frac{128,700,000}{135,530,000} \times 114,980,000 \\ &= 0.94960525 \times 114,980,000 = 109,180,000 \quad (\Delta 5,611) \\ &\quad 10,000\text{円未満の調整額を差し引くことができる} \end{aligned}$$

$$\text{第2回変更契約額} = 109,180,000 \times 1.1 = 120,098,000$$

※第2回変更契約額 120,098,000 円

(3) 第3回変更契約額算出

第2回変更請負工事費 124,190,000 円

第2回変更契約額 117,920,000 円

第3回変更工事価格 126,892,000 円

$$\begin{aligned} \text{第3回変更落札額} &= \frac{117,920,000}{124,190,000} \times 126,890,000 \\ &= 0.94951284 \times 126,890,000 = 120,480,000 \quad (\Delta 3,684) \\ &\quad 10,000\text{円未満の調整額を差し引くことができる} \end{aligned}$$

$$\text{第3回変更契約額} = 120,480,000 \times 1.1 = 132,528,000$$

※第3回変更契約額 132,528,000 円

4 委託業務の対応

上記工事の基本事項を、以下のとおり読み替え算出するものとする。

当初（変更）工事価格	⇒	当初（変更）業務価格
当初（変更）請負工事費	⇒	当初（変更）業務委託費
当初（変更）落札額	⇒	工事と同じ
当初（変更）契約額	⇒	工事と同じ

第3節 設計図面

2-12 総 則

設計図は仕様書と共に工事施工の指針であるので、見積りあるいは施工に当たって疑義を生じないように数量、寸法、施工区域等の表示の明確を期するよう十分留意しなければならない。

なお、工事発注に関する図面は、「工事設計図書作成の手引き（案）農地」に基づくものとし、本作成要領に基づいた図面に工事領域・区間を旗揚げや着色（赤）を施す。

- 1 設計図の作成、下記の基準を参考にすること。
 - (1) 静岡県CAD製図基準による成果品作成方針（令和5年3月17日付 建経技第465号）
 - (2) 静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（令和4年10月 静岡県）
 - (3) 電子化図面データの作成要領（案）
（平成23年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室）
 - (4) 電子化図面データ作成運用ガイドライン（案）
（平成31年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室）

2-13 図面の規格

- 1 設計書に添付する図面の規格（平成25年3月11日 事務連絡）

設計書（当初実施設計書、変更実施設計書、縦覧用設計書、契約用設計書及び出来形設計書）に添付する図面については、日本工業規格（JIS-P-0138）A1版を標準としているが、図面の表記内容が十分確認できかつ裏面に契約印の押印が可能である場合に限り、同規格A3版以上の規格の用紙とすることができるものとする。
- 2 図面の正位は、その長手方向においた位置を正位とする。

第4節 工 事 仕 様 書

2-14 工事仕様書の重要性

工事請負契約による工事の実施は、「仕様書」「設計書」及び「図面」（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）により施行されるものであるから、両者により工事内容、数量等、工事施工上の必要条件がすべて具備されたものでなければならない。

（注）「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

2-15 工事仕様書の構成

1 農林土木工事共通仕様書

農林土木工事共通仕様書は、静岡県が発注する農林土木工事（農地工事、治山工事、道路工事、公園工事、地すべり防止工事その他これらに類する工事）に係る静岡県建設工事請負契約約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（参考）農林土木共通仕様書改正経過

1	昭和 60 年 9 月 3 日	静岡県告示第 846 号制定
2	昭和 62 年 3 月 24 日	〃 第 314 号一部改正
3	平成 3 年 3 月 16 日	〃 第 271 号全面改正
4	平成 4 年 2 月 25 日	〃 第 154 号一部改正
5	平成 7 年 3 月 10 日	〃 第 193 号一部改正
6	平成 10 年 9 月 11 日	〃 第 790 号全面改正
7	平成 14 年 9 月 3 日	〃 第 754 号全面改正
8	平成 21 年 3 月 17 日	〃 第 236 号全面改正
9	平成 27 年 11 月 16 日	〃 第 855 号全面改正（最終一部改正：令和 6 年 9 月 1 日）

2 仕様書

各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

3 共通仕様書

各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工 するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み 作成した図書をいう。

4 特記仕様書

共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。

2-16 一覧表を記載した書面により契約書へ編纂する仕様書

「建設工事請負契約書等への仕様書の編さん省略について(通知)」(令和7年1月31日付 建経技第322号)による。

(表2-16-1 【農地】当該建設工事に適用する仕様書一覧表)

	特記仕様書名	備考
1	農林土木工事共通仕様書	
2	アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書	
3	再生石灰安定処理上層路盤材特記仕様書	
4	再生石灰安定処理下層路盤材特記仕様書	
5	特記仕様書(ゴム製品等の品質確認)	
6	落橋防止装置等の溶接に関する特記仕様書	
7	景観配慮に関する特記仕様書	
8	産業廃棄物の処理に関する特記仕様書	
9	用地境界杭特記仕様書	
10	建設現場における快適トイレ設置特記仕様書	
11	熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書	
12	監理タイムマネジメント(農林)特記仕様書	
13	週休2日推進工事特記仕様書(発注者指定型)	
14	遠隔臨場の試行に関する特記仕様書	
15	ICT活用工事(農林土木工事・ICT土工)に関する特記仕様書	
16	ICT活用工事(農林土木工事・ICT舗装工)に関する特記仕様書	
17	ICT活用工事(農林土木工事・ICT地盤改良工)に関する特記仕様書	
18	建設キャリアアップシステム活用工事特記仕様書	
19	【農地】遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書	

2-17 契約書への編さんが個々に必要な仕様書

表2-16-1の一覧表にない特記仕様書については、個々に編さんするものとする。

2-18 工事特別仕様書様式及び記載注意事項

(表 2-18-1)

項 目	様 式 及 び 記 載 注 意 事 項
1. 仕 様 書 名	〇〇〇事業 〔〇〇〇工事特別仕様書〕
2. 総 則	〔本仕様書は、「農林土木工事共通仕様書」（以下「共仕」という。）に定めるもののほか、本工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。〕
3. 仮 設	工事用仮設道路等の位置、仮設建物の位置等受注者の仮設について、特に指示する事項を記載する。なお、指定仮設としたものについても記載する。 また、土捨場、一時置土等はその位置を明確にするとともにその処理についても記載する。
4. 用地買収および補償	発注者側において買収又は補償する用地及び物件等並びに受注者で準備する用地及び物件等に分けて、それぞれ指示事項を記載する。
4-1 発注者側で確保している工事用地等	〔発注者側で確保している工事用地及び工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は別添図面〇-〇に示すとおりである。〕
4-2 請負者が確保する用地	〔発注者側で確保している工事用地等以外に現場事務所、倉庫、監督員詰所等の用に供する用地及び材料置場用地等の用地確保の必要が生じた場合は受注者の責任において確保するものとする。なお、工事が完了したときには現状に復するものとする。〕
4-3 工事用地等の使用	〔工事用地等の使用に先立ち用地の境界を監督員と打合せのうえ、明確にしておくとともに、工事用地等及びこれに隣接する土地との間に問題を生じないように十分留意のうえ使用するものとする。〕
5. 中 間 検 査	〔本工事は、中間検査の対象工事でありその実施については、中間検査実施基準実施基準による。中間検査の時期は…〕
6. 検 査 材 料	〔静岡県建設工事請負契約約款第 13 条 14 条及び「共仕」第 2 編第 1 章第 2 節に規定する検査材料は下記のとおりとする。〕 例 (1) PC 杭 (2) コンクリートフリューム（静岡県協会型）
7. 施 工	工事を施工するうえにおいて、必要な事項を工種別にそれぞれ記載する。
8. 施 工 管 理	施工管理は「共仕別冊」出来型管理基準によるものとするが、具体的な様式については特別仕様書に明示することが望ましい。
9. 変 更	他の契約書類に明示がなく、設計変更の必要があると思われる事項（共通仮設費積上げ分を含む）について記載する。
10. そ の 他	特に指示する必要のある場合に記載する。 (注) [] 内文章は記載例